

第五回國會 大藏委員會會議錄 第十四号

昭和二十四年四月十五日(金曜日)
午前十時五十二分開議
出席委員

- 委員長 川野 芳滿君
- 理事 小峯 柳多君 理事 島村 一郎君
- 理事 塚田十一郎君 理事 宮崎 靖君
- 理事 荒木萬壽夫君 理事 風早八十二君
- 石原 登君 高間 松吉君
- 岡野 清彦君 小山 長規君
- 北澤 直吉君 佐久間 徹君
- 前尾繁三郎君 三宅 則義君
- 吉田 省三君 中崎 敏君
- 高腰 喜助君 河田 賢治君
- 内藤 友明君

- 出席政府委員
- 大藏政務次官 中野 武雄君
- (大臣官房次長) 河野 通一君
- (主計局長) 阪田 泰二君
- 大藏事務官 佐藤 一郎君
- (理財局長) 伊原 隆君
- (銀行局長) 愛知 揆一君
- 大藏事務官

- 委員外の出席者
- 議員 小坂善太郎君
- 大藏事務官 藤本 哲君
- 参考人(日 本銀行總務) 一万田直登君
- 専門員 黒田 久太君
- 専門員 椎木 文也君

四月十四日
委員大上君辭任につき、その補欠として高間松吉君が議長の指名で委員に選任された。

第一類第七号 大藏委員會會議錄 第十四号(昭和二十四年四月十五日)

四月十四日
取引高税廃止に関する陳情書(福岡縣議會經濟常任委員長野田貫造)(第一四〇号)

引揚者に対する特別融資再開の陳情書(福岡縣議會經濟常任委員長野田貫造)(第一四一号)
所得税調査員制度制定の陳情書(福岡縣議會經濟常任委員長野田貫造)(第一四二号)

中小企業専門の金融機関設置に関する陳情書(福岡縣議會經濟常任委員長野田貫造)(第一六一号)
戦災都市に対する日軍用地並びに建造物無償譲渡等の陳情書(姫路市長石見元秀外十九名)(第一六九号)
電気、瓦斯及び入場税に関する陳情書(姫路市長石見元秀外十九名)(第一七三号)

富くじ、当せん金附証券法改正の陳情書(姫路市長石見元秀外十九名)(第一七六号)
引揚者に対する特別融資再開の陳情書(群馬縣海外引揚者同盟理事長土屋寅藏)(第一八三号)

五大都市に当せん金附証券票発賣権附與の陳情書(京都市會議長内藤清次郎外九名)(第一八六号)
預金部資金の償還年限に関する陳情書(東京都議會議長石原永明外十一名)(第一九二号)
養蚕業者に対する二重課税是正の陳情書(福岡縣議會經濟常任委員長野田貫造)(第二〇八号)

を本委員會に送付された。

本日の會議に付した事件
連合審査會開會に関する件
米國対日援助見返資金特別會計法案(内閣提出第三四号)

國立病院特別會計法案(内閣提出第三八号)
貴金屬特別會計法案(内閣提出第四〇号)
貿易特別會計法案(内閣提出第四一號)
財政金融政策に関する件

〇川野委員長 ただいまより會議を開きます。
昨十四日本委員會に付託に相なりました國立病院特別會計法案、貴金屬特別會計法案及び貿易特別會計法案の三案を一括議題といたしまして、政府の説明を求めます。中野政務次官。

國立病院特別會計法案
國立病院特別會計法
(設置)
第一條 國立病院の円滑なる運営とその経理の適正を図るため、特別會計を設置し、一般會計と区分して経理する。

第二條 この法律において「國立病院」とは、厚生省設置法(昭和二十四年法律第 号)第十五條に規定する國立病院をいう。
(管理)
第二條 この會計は、厚生大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。
(基金)

第三條 この會計においては、昭和二十四年七月一日において、一般會計からこの會計に引き継いだ資産の金額をもつて基金とする。
(歳入及び歳出)

第四條 この會計においては、診療及び病院収入、検査料、手数料及び使用料収入、義し等の賣拂代金、一般會計及び積立金からの受入金、積立金から生ずる収入並びに附屬雜収入をもつてその歳入とし、業務費、診療及び病院費、施設費、義し等の製作費、看護婦養成費、一時借入金金の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。
(歳入歳出予定計算書及び國庫債務負担行為要求書の作製及び送付)

第五條 厚生大臣は、毎會計年度、この會計の歳入歳出予定計算書及び國庫債務負担行為要求書を作製し、大藏大臣に送付しなければならない。
(歳入歳出予算の区分)

第六條 この會計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。
(予算の作成及び提出)

第七條 内閣は、毎會計年度、この會計の予算を作成し、一般會計の予算とともに、國會に提出しなければならない。
前項の予算には、左の書類を添附しなければならない。
一 歳入歳出予定計算書及び國庫

債務負担行為要求書
二 前前年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録
三 前年度及び当該年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表
四 國庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに數會計年度にわたる事業に伴うものについてはその全体の計画その他事業等の進行状況の調査

(余剰金の預入)
第八條 この會計において、現金に余剰があるときは、大藏省預金部に預け入れることができる。
(一時借入金及び繰替金)

第九條 この會計において、支拂上現金に不足があるときは、この會計の負担において、一時借入金をし、又は國庫余剰金を繰替使用することができる。
前項の規定による一時借入金又は繰替金は当該年度内に償還しなければならない。

第一項の規定による一時借入金及び繰替金の限度額については、予算をもつて、國會の議決を経なければならない。
(一時借入金金の利子相当額の繰入)

第十條 本會計の負担に属する一時借入金金の利子に相当する金額は、毎會計年度、國債整理基金特別會計に繰り入れなければならない。

(一時借入金)の借入及び償還事務)
第十一條 第九條に規定する一時借入金、借入及び償還に関する事務は、大藏大臣が行う。
(歳入歳出決定計算書の作製及び送付)
第十二條 厚生大臣は、毎会計年度、歳入歳出決定計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大藏大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)
第十三條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、國會に提出しなければならない。
第十四條 この会計において、損益計算上利益を生じたときは、この会計の積立金を減額して、積み立てなければならない。

(利益及び損失の処理)
第十五條 この会計において、損益計算上利益を生じたときは、この会計の積立金を減額して整理する。
(積立金の財源充當)
第十六條 この会計の歳出の財源に充てるため必要がある場合には、この会計に属する持越現金の金額を限度として、積立金を減額し、その金額を歳入に計上することが出来る。

(支出未済額の繰越)
第十七條 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。
第十八條 前項の規定による繰越については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十三條の規定は、適用しない。
第十九條 厚生大臣は、第一項の規定により繰越をしたときは、大藏大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第二十條 第一項の規定により繰越をしたときは、その経費については、財政法第三十一條第一項の規定により予算の配賦があつたものとみなす。
(一般会計からの繰入)
第二十一條 政府は、看護婦養成の経費に充てるため必要な金額を、予算の定めるところにより、一般会計から、この会計に繰り入れることができる。

(実施規定)
第二十二條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。
附則
第一條 この法律は、昭和二十四年七月一日から実施する。
第二條 この法律施行の際、一般会計所属の資産で国立病院経営の用に供せられていたものは、政令の定めるところにより、この会計に引き継がれるものとする。
政府は、この会計の歳出の財源

に充てるため必要があるときは、当分の間、第十七條に規定する場合の外、予算の範囲内において、一般会計からこの会計に繰入金をする事が出来る。
第四條 前項の規定により一般会計からこの会計に繰入金をした場合において、決算上剰余金が生じたときは、政令の定めるところにより、当該剰余金に相当する金額の一部を利益に組み入れず、翌年度の歳入に繰り入れることができる。

貴金屬特別会計法案
(設置及び定義)
第一條 政府の行う貴金屬の買入、賣拂又は管理に関する経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。
第二條 この法律において「貴金屬」とは、金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム、イリドスミンをいう。
(管理)
第三條 この会計は、大藏大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。
(歳入及び歳出)
第四條 この会計においては、貴金屬買入代金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、貴金屬買入代金、事務取扱費、一時借入金金の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。

(歳入歳出決定計算書の作製)
第五條 大藏大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決定計算書を作製しなければならない。
(歳入歳出予算の区分)
第六條 この会計の歳入歳出予算は、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。
(予算の作成及び提出)
第七條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、國會に提出しなければならない。
第八條 前項の予算には、歳入歳出予算計算書を添附しなければならない。

(剰余金の繰入)
第九條 この会計において、現金に余裕があるときは、大藏省預金部に預け入れることができる。
(一時借入金及び繰替金)
第十條 この会計において、支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は國庫剰余金を繰替使用することが出来る。
第十一條 前項の規定による一時借入金又は繰替金は、当該年度内に償還しなければならない。

第十二條 前項の規定による一時借入金及び繰替金の最高限度額については、予算をもつて、國會の議決を経なければならない。
(一時借入金金の利子の繰入)
第十三條 本会計の負担に属する一時借入金金の利子の支出に必要な金額は、毎会計年度、國債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出未済額の繰越)
第十四條 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。
第十五條 前項の規定による繰越については、財政法(昭和二十二年法律第三十五号)第三十六條の規定は、前項の規定により交付を受けた資金の收支に關して適用する。

(支出未済額の繰越)
第十六條 この会計において、支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完結までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。
第十七條 前項の規定による繰越については、財政法(昭和二十二年法律第三十五号)第三十六條の規定は、前項の規定により交付を受けた資金の收支に關して適用する。

第十八條 前項の規定による繰越については、財政法(昭和二十二年法律第三十五号)第三十六條の規定は、前項の規定により交付を受けた資金の收支に關して適用する。

第十九條 前項の規定による繰越については、財政法(昭和二十二年法律第三十五号)第三十六條の規定は、前項の規定により交付を受けた資金の收支に關して適用する。

第二十條 前項の規定による繰越については、財政法(昭和二十二年法律第三十五号)第三十六條の規定は、前項の規定により交付を受けた資金の收支に關して適用する。

第二十一條 前項の規定による繰越については、財政法(昭和二十二年法律第三十五号)第三十六條の規定は、前項の規定により交付を受けた資金の收支に關して適用する。

第二十二條 前項の規定による繰越については、財政法(昭和二十二年法律第三十五号)第三十六條の規定は、前項の規定により交付を受けた資金の收支に關して適用する。

三十四号)第四十三條の規定は、適用しない。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

4 第一項の規定により繰越をしたときは、その繰越については、財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

(実施規定)
第十五條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則
1 この法律は、この会計の昭和二十四年度の子算成立の日から施行し、附則第二項、第十項及び第十一項の規定を除き、昭和二十四年度から適用する。

2 金資金特別会計法(昭和十二年法律第六十一号)は、廃止する。但し、金資金特別会計の昭和二十三年年度の収入支出並びに昭和二十二年年度、同二十三年年度及び同二十四年度の決算に関しては、なお、その効力を有する。

3 金資金特別会計の昭和二十四年度における暫定予算は、この会計の昭和二十四年度の予算が成立したときは、失効するものとし、当該暫定予算に基づく支出又はこれに基く債務の負担は、この会計の昭和二十四年度の予算に基づいてしたものとし、当該暫定予算の有効期間中に収納した歳入金は、この会計の歳入金とみなす。

4 昭和二十四年四月一日から金資金特別会計法施行の日までに、同

法第四條第一項の規定に基いてした運用に係る金資金の受入額(同期間中に金資金に繰り入れた金資金特別会計の剰余金の一部は、受入額とみなす。)及び拂出額は、この会計の昭和二十四年度の予算が成立したときは、当該受入額は、この会計の昭和二十四年度の歳入金額とみなし、当該拂出額は、この会計の同年度の予算に基いてした歳出金の額とみなす。

5 金資金特別会計法附則第二項の規定に属する資産(現金を除く。)及び負債(同法附則第二項の規定により借り入れた借入金金の債務を含む。)は、この会計に帰属させる。

6 金資金特別会計の昭和二十三年年度の収入支出に関する事務(旧金資金特別会計法第七條第一項の規定による決算上の剰余金の金資金への繰入の事務を含む。)の完結の際、同会計に帰属する資産及び負債は、この会計に帰属させ、現金は、歳入に組み入れるものとする。

7 当分の間、この会計において、附則第五項の規定によりこの会計に帰属した金資金所屬の有價証券、外貨預金及び貸付金その他の資産に係る経理を行うことができる。

8 政府は、当分の間、この会計の歳入不足を補てんするため、必要な金額を、予算の定めるところにより、一般会計から、この会計に繰り入れることができる。

9 前項の規定による繰入金及び旧金資金特別会計法第二條第一項の

規定により、一般会計から、金資金に繰り入れた繰入金については、後日、この会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰り入れなければならない。

10 産金法(昭和十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

11 連合國占領軍の管理下から解除された資金等に代るべき貴金屬の地金の連合國占領軍に対する引渡に関する法律(昭和二十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一條中「金資金特別会計法(昭和十二年法律第六十一号)第四條第一項の規定により金資金の運用計に属する」を「貴金屬特別会計に属する」に改める。

第二條第二項中「金資金の運用として保有する」を「貴金屬特別会計に属する」に改める。

第四條中「金資金」を「貴金屬特別会計」に改める。

貿易特別会計法案
貿易特別会計法
(設置)
第一條 貿易及びこれに準ずる取引(外國への送金及び外國からの送金並びにこれらに準ずるものを含む。)に関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(管理)
第二條 この会計は、商工大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(勘定)
第三條 この会計は、事業費勘定、経費勘定及び清算勘定に区分する。

(事業費勘定の歳入及び歳出)
第四條 事業費勘定においては、輸入物資(援助物資及び輸入物資に準ずる物資を含む。)の買付代金、輸入物資(輸入物資に準ずる物資を含む。)の買入者に賣り拂う外貨請求権の買付代金、一般会計からの繰入金、輸出物資(輸出物資に準ずる物資を含む。以下同じ。)の國內買付に因る買付代金、貿易以外の原因に基く外國への送金等に因る収入金、貿易公團に対する貸付金の償還金、外國貿易特別会計特別会計からの繰入金、貿易公團法(昭和二十二年法律第五十八号)第二十條第五項の規定による納付金、経費勘定及び清算勘定からの剰余金繰入金並びに附屬雑収入をもつてその歳入とし、輸出物資の買入代金、輸出物資の買付代金、買入取外貨請求権の買付代金、輸入物資(援助物資及び輸入物資に準ずる物資を含む。以下同じ。)に関する諸掛、輸入物資の加工費(諸掛を含む。)、貿易以外の原因に基く外國からの送金等に因る支出金、貿易公團に対する貸付金、貿易公團に対する交付金及び清算勘定への繰入金の財源に充てられたる経費勘定への繰入金、米國対日援助見返資金特別会計への繰入金

(経費勘定の歳入及び歳出)
第五條 経費勘定においては、前條第一項の規定による事業費勘定からの繰入金、貿易公團に対する貸付金の利子及び附屬雑収入をもつてその歳入とし、事務取扱費、事務取扱手数料、貿易公團に対する業務取扱費交付金、貿易公團に対する清算経費交付金の財源に充てられたる清算勘定への繰入金、附則第六項及び第七項の規定による借入金の利子、第十三條第三項の規定による一時借入金又は融通証券の利子、事業費勘定への剰余金繰入金並びに附屬諸費をもつてその歳出とする。

(清算勘定の歳入及び歳出)
第六條 清算勘定においては、前條の規定による経費勘定からの繰入金、貿易公團の清算に伴う収入金及び現金以外の資産の処分による収入金をもつてその歳入とし、貿易公團に対する清算に関する交付金、貿易公團から承継した債務に基く支出金及び事業費勘定への剰余金繰入金をもつてその歳出とする。

(歳入歳出予定計算書の作製及び送付)
第七條 商工大臣は、毎会計年度

金、附則第六項及び第七項の規定による借入金の償還金並びに附屬諸費をもつてその歳出とする。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、價格調整補給金又は事業費の財源として繰り入れられるものとする。

(経費勘定の歳入及び歳出)
第五條 経費勘定においては、前條第一項の規定による事業費勘定からの繰入金、貿易公團に対する貸付金の利子及び附屬雑収入をもつてその歳入とし、事務取扱費、事務取扱手数料、貿易公團に対する業務取扱費交付金、貿易公團に対する清算経費交付金の財源に充てられたる清算勘定への繰入金、附則第六項及び第七項の規定による借入金の利子、第十三條第三項の規定による一時借入金又は融通証券の利子、事業費勘定への剰余金繰入金並びに附屬諸費をもつてその歳出とする。

(清算勘定の歳入及び歳出)
第六條 清算勘定においては、前條の規定による経費勘定からの繰入金、貿易公團の清算に伴う収入金及び現金以外の資産の処分による収入金をもつてその歳入とし、貿易公團に対する清算に関する交付金、貿易公團から承継した債務に基く支出金及び事業費勘定への剰余金繰入金をもつてその歳出とする。

(歳入歳出予定計算書の作製及び送付)
第七條 商工大臣は、毎会計年度

この会計の歳入歳出予算計算書を作製し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第八條 この会計の歳入歳出予算は、事業費、経費及び清算の三勘定に分け、各勘定のうちにおいて、歳入の性質及び歳出の目的に従つて、款及び項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第九條 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、國會に提出しなければならない。

第十條 事業費勘定において、毎会計年度における決算上剰余金を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(剰余金等の繰入)

第十一條 商工大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決定計算書を作製し、大蔵大臣に送付しなければならない。

第十二條 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、國會に提出しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第十三條 各勘定において支拂上現金に余裕があるときは、大蔵省預金部に預け入れることができる。

第十四條 前項の規定による繰替金は、当該年度内に償還しなければならない。

第十五條 この会計の負債に属する借入金及び融通証券の利子並びに融通証券の発行及び償還に関する諸費の支出に必要な金額は、毎会計年度、國債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

第十六條 政府は、外貨請求権の買取及び賣拂に関する事務を日本銀行に取り扱わせることができる。

第十七條 前項の場合において、政府は、外貨請求権の買取に必要な資金を日本銀行に交付することができる。

第十八條 この会計において支拂義務の生じた歳出金で、当該年度の出納の完了までに支出済とならなかつたものに係る歳出予算は、翌年度に繰り越して使用することができる。

第十九條 前項の規定による繰越については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十三條の規定は、適用しない。

第二十條 商工大臣は、第一項の規定による繰越をしたときは、大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

第二十一條 第一項の規定により繰越をしたときは、当該繰越については、財政法第三十一條第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。

第二十二條 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

一 この法律は、この会計の昭和二十四年度の予算成立の日から施行し、附則第二項及び附則第十四項から第十八項までの規定を除き、昭和二十四年度から適用する。

二 貿易資金特別会計法(昭和二十二年法律第七十九号)は、廃止する。但し、貿易資金特別会計の昭和二十三年度分の収入支出並びに昭和二十二年、同二十三年度及び同二十四年度の決算に関しては、なお、その効力を有する。

三 貿易資金特別会計の昭和二十四年度の暫定予算は、この会計の昭和二十四年度の予算が成立したときは、失効するものとし、当該暫定予算に基く支出又はこれに基く債務の負担は、この会計の経費勘定の昭和二十四年度の予算に基いてしたものとみなし、当該暫定予算の有効期間中に収納した歳入金は、この会計の歳入金とみなす。

四 昭和二十四年四月一日から貿易資金特別会計法廃止の日までに、同法第四條第一項の規定に基いてした運用に係る貿易資金の受入額及び拂出額(貿易資金以外の國庫金をもつて拂出した金額の昭和二十三年年度末における現在額は、拂出額とみなす)は、この会計の昭和二十四年度の予算が成立したときは、当該受入額は、この会計の事業費勘定の昭和二十四年度の歳入金の種類とみなし、当該拂出額は、当該勘定の同年度の予算に基いてした歳出金の額とみなす。

五 昭和二十四年四月一日から貿易

資金特別会計法廃止の日までに、同法第三條第二項の規定により貿易資金補足のため借り入れた借入金は、第十三條第二項の規定によりこの会計の負担において借り入れた一時借入金とみなす。但し、当該一時借入金の額は、同項但書の一時借入金又は融通証券の最高額の計算には、算入しないものとする。

6 前項に規定するものの外、貿易資金特別会計法廃止の際、貿易資金特別会計の負担に属する借入金は、この会計の負担とし、当該借入金の償還は、事業費勘定の所属とし、当該借入金の利子は、経費勘定の所属とする。

7 前項の規定によりこの会計の負担となつた借入金については、必要により、この会計の負担で借換をすることができ、

8 附則第六項に規定するものの外、貿易資金特別会計法廃止の際、貿易資金に属する資産（現金を除く。）及び負債は、この会計に帰属させ、事業費勘定に所属させる。

9 貿易資金特別会計の昭和二十三年度分の収入支出に関する事務（旧貿易資金特別会計法第十三條第一項の規定による損益計算上の過剰の貿易資金への組入の事務を含む。）以下同じ。の完結の際、貿易資金に属する現金は、この会計に帰属させ、事業費勘定に所属させる。

10 貿易資金特別会計の昭和二十三年度分の収入支出に関する事務の完結の際、同会計に属する資産及

び負債（前項に規定するものを除く。）は、この会計に帰属させ、経費勘定に所属させる。

11 附則第九項の規定により事業費勘定に所属させた現金は、政令の定めるところにより、当該勘定の歳入又は支拂元受高に組み入れ、前項の規定により経費勘定に所属させた現金は、当該勘定の歳入に組み入れるものとする。

12 政府は、政令の定めるところにより、昭和二十一年度から同二十三年度までの期間中における貿易資金の受拂に関する計算書を作製し、貿易資金特別会計の昭和二十三年度の決算とともに、國會に提出しなければならない。

13 清算中の食糧貿易公團及び原料貿易公團については、公團等の予算及び決算の暫定措置に関する法律昭和二十四年法律第 号は適用しない。

14 不正保有物等特別措置特別会計法（昭和二十三年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十四條を次のように改める。
第十四條 貿易特別会計法（昭和二十四年法律第 号）第七條、第八條及び第十一條の規定は、この会計の予算及び決算について、これを準用する。この場合において、第八條中「事業費、経費及び清算の三勘定に分け、各勘定のうちにおいて、歳入の性質及び歳出の目的に従つて」とあるのは「歳入の性質及び歳出の目的に従つて」と読み替へるものとする。

第十四條を次のように改める。
第十四條 貿易特別会計法（昭和二十四年法律第 号）第七條、第八條及び第十一條の規定は、この会計の予算及び決算について、これを準用する。この場合において、第八條中「事業費、経費及び清算の三勘定に分け、各勘定のうちにおいて、歳入の性質及び歳出の目的に従つて」とあるのは「歳入の性質及び歳出の目的に従つて」と読み替へるものとする。

15 外國貿易特別円資金特別会計法（昭和二十三年法律第二百十三号）の一部を次のように改正する。
第五條中「貿易資金を」と「貿易特別会計の事業費勘定」に改める。
第十條を次のように改める。

第十條 貿易特別会計法（昭和二十四年法律第 号）第七條、第八條及び第十一條の規定は、この会計の予算及び決算について、これを準用する。この場合において、第七條及び第十一條中「商工大臣」とあるのは「法務總裁」と、第八條中「事業費、経費及び清算の三勘定に分け、各勘定のうちにおいて、歳入の性質及び歳出の目的に従つて」とあるのは「歳入の性質及び歳出の目的に従つて」と読み替へるものとする。

16 金、外國通貨及び外貨表示証券の買上に関する政令（昭和二十四年政令第五十二号）の一部を次のように改正する。
第六條を次のように改める。
第六條 第一條及び第五條の規定による買上は、貿易特別会計の事業費勘定の負担において行う。

17 貿易公團法の一部を次のように改正する。
第四條第三項中「貿易資金」を「貿易特別会計」に改める。

18 貿易公團法の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第十九号）の一部を次のように改正する。
附則第四項中「貿易資金特別会計を「貿易特別会計」に改める。

附則第四項中「貿易資金特別会計を「貿易特別会計」に改める。

○中野政府委員 たいま議題となりました国立病院特別会計法案提出の理由を御説明申し上げます。
今回の法律を制定しようとしたのは、国立病院の円滑なる運営とその経理の適正をはかるために、特別会計を設置いたしました。一般会計と区分して経理をいたそうとするものであります。国立病院は、適正なる医療を普及いたし、もつて國民の健康なる生活を確保するため、昭和二十二年一月一日より発足いたしましたのであります。現在全國に九十八箇所の病院を有し、その病床数は約二万四千に上つていのであります。

元來国立病院は元陸海軍病院を引継いだのであります。発足当初は当然元陸海軍病院時代より入院しておりました患者が、大部分を占めていたのであります。その後外來施設等も拡充いたし、また一般の国立病院に対する認識もい／＼高まつて参りました結果、利用者も次第に増加いたしました。その運営も漸次軌道に乗つて参つたのであります。右に伴ひまして、国立病院の経理面におきまして、漸次改善の跡が見られるのであります。何分一般の官廳とは異つて、病院の事業を經營している特殊な官廳でありますから、その経理面を明確に整理し、適切な經營方針を立てて行くためには、特別の会計を設置してこれを経理することが、最も適當であると認められるのであります。よつて今回本法案により、特別会計を設置し、一般会計と経理を区分することに、その收支を明らかにいたし、なおその足らないところは、一般会計から補足する措置を講じまして、国立病院の経理の

明確適正を期するとともに、その円滑なる運営をはかるうとするものであります。なお準備の都合もありませんので、七月二日から特別会計を設置したいと思つております。

以上の理由によりまして、この法律案を提出した次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

次に貴金屬特別会計法案提出の理由を御説明申し上げます。
今回の法律を制定しようとしたのは、政府の行う貴金屬の買入れ、賣拂いまたは管理に関する経理を明確にしようとするものであります。すなわち従來の金資金特別会計は、金資金の運用に関する経理を一般会計と区分して行つていたのであります。この会計は、資金運用利殖金すなわち賣買差益金及び附屬雑収入をもつて歳入とし、産金奨励費、事務取扱費、資金運用手数料、附屬諸費及び資金の運用損失金をもつて、歳出として経理して参つたのであります。従つて金資金の運用として行つておる貴金屬の買入れ及び賣拂いについては、その全体は特別会計の歳入歳出に計上されてはいたないのであります。金、銀、白金その他の貴金屬に運用するようになつても、依然金資金の名称のままであつたのであります。よつて、今回従來の金資金特別会計法を廃止し、新たに特別会計を設置し、貴金屬の賣拂代金及び附屬雑収入をもつて歳入とし、貴金屬買入代金、事務取扱費その他の諸費をもつて歳出とし、政府の行う貴金屬の買入れ及び賣拂いの全体を明らかにするとともに、名称も貴金屬特別会計と改め、これに伴う所要の措置を規定いた

す。以上を御説明申し上げます。

そうとするものであります。以上の理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

次に貿易特別会計法案提出の理由を御説明申し上げます。

今回この法律を制定しようといひます趣旨は、貿易に関する政府の経理を明確にしようとするものであります。すなわち従来の貿易資金特別会計は、貿易資金の運用に関する経理を一般会計と区分して行つていたのであります。この会計は、資金運用益金、公團納付金及び附屬雑収入をもつて歳入とし、事務取扱費、資金運用手数料及び附屬諸費をもつて、歳出として経理して参つたのであります。従つて貿易資金の運用として行つてゐる貿易物資の買入れ及び賣拂い、外貨請求権の買入れ及び賣拂い等、貿易及びこれに準ずる取引に関する資金の受入れ、拂出しは、特別会計の歳入歳出に計上されてはなかつたのであります。よつて今回従来の貿易資金特別会計法を廃止し、新たに特別会計法を設け、輸入物資の賣拂い代金、輸入物資の買入者に賣り拂う外貨請求権の賣拂い代金等、従来歳入として経理してゐなかつたものも歳入として経理し、また輸出物資の買入れ代金、輸出物資の賣拂者から買ひ取る外貨請求権の買取り代金等も、同様に歳出として経理して、貿易に関する政府の経理の全体を明らかにするるとともに、名称も貿易特別会計と改め、これに伴う所要の措置を規定いたそうとするのであります。

以上理由によりまして、この法律案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

案を提出いたしました次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○川野委員長 たいだいま説明を聴取いたしました国立病院特別会計法案は、厚生委員会にとりましても重要な関連を有する法案でありまして、同委員会より連合審査会の要求がありましたので、衆議院規則第六十條により、本案に關し厚生委員会と連合審査会を開くことに、御異議はありませんか。

○川野委員長 御異議はないようでございます。さう決まりました。なお開会の日時等につきましては、委員長に御一任を願ひます。

○川野委員長 次に米國対日援助見返資金特別会計法案を議題とし、質疑を継続いたします。

○荒木委員 本案につきましては、今まで同僚委員から相当詳しく御質問がございまして、およそわかつたのでありますけれども、ある程度の重複をお許しいただきまして、簡単に尋ね申し上げます。

まず第一に、この法律の施行につきましては責任官廳いかんということでありまして、と申しますのは、第二條によれば、「大藏大臣が、法令の定めるところに従ひ、管理する。」とありまして、一應明確なようではありますけれども、数日前から問題になつておられる第四條の第六項、七項との関連に於いて、さらにまた第十四條に日本銀行の事務取扱の規定がございまして、こととの関連におきまして、一休責任者だけかという意味において、はつきりしない点があるように考へるのであります。

○伊原政府委員 私から御説明申し上げますことが適當かどうかかわかりませんが、一應申し上げます。安本等とも相談いたしました。昨日でありましたか、閣議の了解を得ましたところから従ひまして、責任関係を御説明申し上げます。

この米國対日援助見返資金特別会計法案の第二條にございまして、この会計の管理の責任者は大藏大臣でございます。この千七百五十億圓というものの運用は、日本の資金計画に非常な大きな影響がございしますので、安定本部におきまして、総合資金計画の一環として、対日援助見返資金の運用計画は安本がこれを定めます。そして、年間の計画及び四半期別の運用計画を定めまして、國債に幾ら、産業資金に幾らというように、できるだけ具體的にいたし、しかもその産業の復興融資につきましては、原則といたしまして企業別に細分した計画を立てるといふふうになつておられます。そこで次に大藏省といたしましては、先ほど申し上げましたように、この援助見返り資金を管理いたしました。ただいま申し上げました安本の定める運用方針によりまして、資金を運用いたしますのでございまして、大藏省はこの資金の運用につきまして、予算執行上必要な統制を加へるといふことは、予算大臣としてあり得るといふことになりまして、それから安本がこの運用計画をつくるにあたりましては、もちろん資金の管理

者であります大藏省と密接な連絡を保つのであります。運用計画をつくるにあたりまして、安本の中に關係各省の担当官をもつて、援助資金運用協議会といふものをつくつたらいかか、というふうな考へておるわけでありまして、これを管理しておるところの大藏大臣、並びにその計画の立案作成に關しては、安本長官というものが當ることになつておるわけでありまして、最高司令官の承認をもちろん受けまして、當面の責任者はたゞいまの通りであります。

○荒木委員 承認を請求し、監査を請求される方はだれでございますか。

○佐藤(一)政府委員 この建前から申しますと、大藏大臣が承認を受けることになつておるわけでありまして、なほ監査につきましては、これは司令官の任意でございまして、特にこちらから要求を出すといふことはございせん。

○荒木委員 従ひまして今の御説明によれば、大藏大臣だけが表面に出られるようでありまして、大藏大臣の上に連合軍最高司令官が一種の行政官廳的立場において、要求官廳らしき立場に置かれるといふことは、これは争えな

い。この條文上の解釈から行けばさうだと思ふのであります。その辺は國内法の体裁上適切でないように考へられるのであります。これはいささか意見にわたりますので、さういふ見解を申し上げるにとどめたいと思ふのであります。

さらにお伺ひしたいことは、これも今までの程度同僚委員がお触れになつたのでありますけれども、先ほどの理財局長の御説明によれば、この資金の運用は非常に重要であるから、安本におきまして、一般の資金計画の一環として運用することをつかさどる。そ

○佐藤(一)政府委員 たいだいまの御質問

間について私あるいはちよつと誤解しておるかも知れませんが、最高司令官に対する承認というものはあくまで手続の一段階でありまして、もちろん責任は、これを管理しておるところの大藏大臣、並びにその計画の立案作成に關しては、安本長官というものが當ることになつておるわけでありまして、最高司令官の承認をもちろん受けまして、當面の責任者はたゞいまの通りであります。

○伊原政府委員 私から御説明申し上げますことが適當かどうかかわかりませんが、一應申し上げます。安本等とも相談いたしました。昨日でありましたか、閣議の了解を得ましたところから従ひまして、責任関係を御説明申し上げます。

この米國対日援助見返資金特別会計法案の第二條にございまして、この会計の管理の責任者は大藏大臣でございます。この千七百五十億圓というものの運用は、日本の資金計画に非常な大きな影響がございしますので、安定本部におきまして、総合資金計画の一環として、対日援助見返資金の運用計画は安本がこれを定めます。そして、年間の計画及び四半期別の運用計画を定めまして、國債に幾ら、産業資金に幾らというように、できるだけ具體的にいたし、しかもその産業の復興融資につきましては、原則といたしまして企業別に細分した計画を立てるといふふうになつておられます。そこで次に大藏省といたしましては、先ほど申し上げましたように、この援助見返り資金を管理いたしました。ただいま申し上げました安本の定める運用方針によりまして、資金を運用いたしますのでございまして、大藏省はこの資金の運用につきまして、予算執行上必要な統制を加へるといふことは、予算大臣としてあり得るといふことになりまして、それから安本がこの運用計画をつくるにあたりましては、もちろん資金の管理

者であります大藏省と密接な連絡を保つのであります。運用計画をつくるにあたりまして、安本の中に關係各省の担当官をもつて、援助資金運用協議会といふものをつくつたらいかか、というふうな考へておるわけでありまして、これを管理しておるところの大藏大臣、並びにその計画の立案作成に關しては、安本長官というものが當ることになつておるわけでありまして、最高司令官の承認をもちろん受けまして、當面の責任者はたゞいまの通りであります。

れについては運用協議会を設けるというお話をしておりますが、運用協議会そのものの構想をこの際お伺いしたいと思ひます。

○伊原政府委員 ただいままでの構想におきましては、安定本部に、関係各省の担当官をもつて構成する運用協議会を設けるといふことに相なつております。すなわちたとえば商工省、あるいは農林省、逓信省等、この資金の運用に關して、ことに産業資金部におきまして、日本の経済復興のためにこの資金を使用することに強い関心を持つておりますところの、関係各省の担当官をもつて構成いたします運用協議会というふうなものを設ける、こういう構想になつております。

○荒木委員 新聞によりますと、日本銀行内にも類似の委員会たようなものを設けらるやに仄聞しますが、その旨を御考案が政府側におありかどうか、お伺ひしたいと思います。

○伊原政府委員 日本銀行の問題につきましても、ただいま公式に申し上げる段階になつておられるかどうか存じませんが、ただいまの構想では、日本銀行に政策委員会というものを設ける。これはこの対日援助資金の問題とは直接には關係はございせん、日本銀行の信用政策、割引政策とか、市場操作であるとか、そういうふうな日本銀行の行います信用政策の最高をつかさどりますために、日本銀行そのものの中に政策委員会というものができるといふ構想でございまして、たゞは國債の償還を行う資金によりまして、日本銀行の公債を償還いたしました場合に、日本銀行からそれと見合ふだけの資金

を、産業界に還元するというふうな運用政策につきましても、この政策委員会と申しますか、その委員会において十分に考慮されることに、なるのではないかと申すのであります。

○荒木委員 安本に設けられれば予定の運用協議会、及び今の御説明の日本銀行内に設けられます金融政策委員会と申しますか、そういうものは政令に基いて設置される御意向か、ないしは法規に基かざる事実上の協議会ないしは委員会になるか、その点を伺いたいと思ひます。

○伊原政府委員 日本銀行の方の問題は、おそらくは日本銀行法の改正によりまして、法律自体で設けられることに相なると思ひます。それから安定本部に付置せられます援助資金運用協議会、これは事実上の各省の集まり、連絡会というふうなことに相なると思ひます。従前の復金の委員会とか幹事会とか、ああいうふうな構想は全然ございせんので、要するに國內的責任のみにならず、この運用につきましても、國際的の責任が重大な問題でありますので、責任の所在、権限の所在の紛淆を來さぬようにという点だけは、十分注意しなければならぬという考へてありますので、事実上の集まりということに相なると思ひます。

○荒木委員 事実上の運用協議会といつても、一方日銀關係でもつて、日本銀行法の改正により、法律に基く金融政策委員会が設けられるといふ構想は、それと、事実上の存在たる連絡協議会、それに基く政府側の責任との相互混淆を來しはしないかという点をおそれるのであります。その辺はどうか、総合調整と申します

か、政府全体としての意思を決定する上、どういふ調整をされるおつもりであらうか、伺いたいと思ひます。

○伊原政府委員 この援助資金の運用協議会の方は、先ほど申し上げましたように、安定本部が、御存じのよう資金計画というものを四半期ごと並びに年間を通じてやつておるのであります。ことにこの援助資金の運用が通貨信用政策に非常に大きな影響がございするので、ある程度具体的にこれをつくる。その場合に、ことに産業資金をどの程度直接援助資金から企業体に貸し出さなければ、はつきりはいたしませんけれども、ことに産業資金の運用につきましても、先ほど申し上げましたように、産業復興に重大な關心を持つております各省の意見を十分に聞いて、安定本部でこれを定めた、こういう考へで、責任者たる安本が運用計画をつくるにあたりまして、その運用計画について諮問する。または運用計画に基く資金の運用について報告を受けるというふうな意味で、関係各省の協議会がございするのであります。安本が運用計画をつくります諮問という考へで、それを決するまで経過にございまして、責任は安本にあるのであります。責任は安本にあるのであります。

○荒木委員 事実上の運用協議会といつても、一方日銀關係でもつて、日本銀行法の改正により、法律に基く金融政策委員会が設けられるといふ構想は、それと、事実上の存在たる連絡協議会、それに基く政府側の責任との相互混淆を來しはしないかという点をおそれるのであります。その辺はどうか、総合調整と申します

○伊原政府委員 先ほど申し上げましたように、安定本部が、御存じのよう資金計画というものを四半期ごと並びに年間を通じてやつておるのであります。ことにこの援助資金の運用が通貨信用政策に非常に大きな影響がございするので、ある程度具体的にこれをつくる。その場合に、ことに産業資金をどの程度直接援助資金から企業体に貸し出さなければ、はつきりはいたしませんけれども、ことに産業資金の運用につきましても、先ほど申し上げましたように、産業復興に重大な關心を持つております各省の意見を十分に聞いて、安定本部でこれを定めた、こういう考へで、責任者たる安本が運用計画をつくるにあたりまして、その運用計画について諮問する。または運用計画に基く資金の運用について報告を受けるというふうな意味で、関係各省の協議会がございするのであります。安本が運用計画をつくります諮問という考へで、それを決するまで経過にございまして、責任は安本にあるのであります。責任は安本にあるのであります。

行の中にできま政策委員会がこれをつかさどる。日本銀行の監督は大蔵大臣が監督をする。日本銀行の監督機關は、大蔵大臣である。こういうふうな關係になつて來るのであります。

○荒木委員 その旨を御考案が政府側におありかどうか、その点をお伺ひしたいと思います。

○伊原政府委員 これはよく安定本部等とも相談いたさないで、また私一存では申し上げかねることでありまして、お示しの通り従来の復金の幹事会とか、ああいう感じのものではないかならうと思ひます。この千七百五十億というものは、日本全体の復興のため

○伊原政府委員 先ほど申し上げましたように、安定本部が、御存じのよう資金計画というものを四半期ごと並びに年間を通じてやつておるのであります。ことにこの援助資金の運用が通貨信用政策に非常に大きな影響がございするので、ある程度具体的にこれをつくる。その場合に、ことに産業資金をどの程度直接援助資金から企業体に貸し出さなければ、はつきりはいたしませんけれども、ことに産業資金の運用につきましても、先ほど申し上げましたように、産業復興に重大な關心を持つております各省の意見を十分に聞いて、安定本部でこれを定めた、こういう考へで、責任者たる安本が運用計画をつくるにあたりまして、その運用計画について諮問する。または運用計画に基く資金の運用について報告を受けるというふうな意味で、関係各省の協議会がございするのであります。安本が運用計画をつくります諮問という考へで、それを決するまで経過にございまして、責任は安本にあるのであります。責任は安本にあるのであります。

○伊原政府委員 先ほど申し上げましたように、安定本部が、御存じのよう資金計画というものを四半期ごと並びに年間を通じてやつておるのであります。ことにこの援助資金の運用が通貨信用政策に非常に大きな影響がございするので、ある程度具体的にこれをつくる。その場合に、ことに産業資金をどの程度直接援助資金から企業体に貸し出さなければ、はつきりはいたしませんけれども、ことに産業資金の運用につきましても、先ほど申し上げましたように、産業復興に重大な關心を持つております各省の意見を十分に聞いて、安定本部でこれを定めた、こういう考へで、責任者たる安本が運用計画をつくるにあたりまして、その運用計画について諮問する。または運用計画に基く資金の運用について報告を受けるというふうな意味で、関係各省の協議会がございするのであります。安本が運用計画をつくります諮問という考へで、それを決するまで経過にございまして、責任は安本にあるのであります。責任は安本にあるのであります。

○荒木委員 先ほど申し上げましたように、安定本部が、御存じのよう資金計画というものを四半期ごと並びに年間を通じてやつておるのであります。ことにこの援助資金の運用が通貨信用政策に非常に大きな影響がございするので、ある程度具体的にこれをつくる。その場合に、ことに産業資金をどの程度直接援助資金から企業体に貸し出さなければ、はつきりはいたしませんけれども、ことに産業資金の運用につきましても、先ほど申し上げましたように、産業復興に重大な關心を持つております各省の意見を十分に聞いて、安定本部でこれを定めた、こういう考へで、責任者たる安本が運用計画をつくるにあたりまして、その運用計画について諮問する。または運用計画に基く資金の運用について報告を受けるというふうな意味で、関係各省の協議会がございするのであります。安本が運用計画をつくります諮問という考へで、それを決するまで経過にございまして、責任は安本にあるのであります。責任は安本にあるのであります。

○伊原政府委員 先ほど申し上げましたように、安定本部が、御存じのよう資金計画というものを四半期ごと並びに年間を通じてやつておるのであります。ことにこの援助資金の運用が通貨信用政策に非常に大きな影響がございするので、ある程度具体的にこれをつくる。その場合に、ことに産業資金をどの程度直接援助資金から企業体に貸し出さなければ、はつきりはいたしませんけれども、ことに産業資金の運用につきましても、先ほど申し上げましたように、産業復興に重大な關心を持つております各省の意見を十分に聞いて、安定本部でこれを定めた、こういう考へで、責任者たる安本が運用計画をつくるにあたりまして、その運用計画について諮問する。または運用計画に基く資金の運用について報告を受けるというふうな意味で、関係各省の協議会がございするのであります。安本が運用計画をつくります諮問という考へで、それを決するまで経過にございまして、責任は安本にあるのであります。責任は安本にあるのであります。

○荒木委員 先ほど申し上げましたように、安定本部が、御存じのよう資金計画というものを四半期ごと並びに年間を通じてやつておるのであります。ことにこの援助資金の運用が通貨信用政策に非常に大きな影響がございするので、ある程度具体的にこれをつくる。その場合に、ことに産業資金をどの程度直接援助資金から企業体に貸し出さなければ、はつきりはいたしませんけれども、ことに産業資金の運用につきましても、先ほど申し上げましたように、産業復興に重大な關心を持つております各省の意見を十分に聞いて、安定本部でこれを定めた、こういう考へで、責任者たる安本が運用計画をつくるにあたりまして、その運用計画について諮問する。または運用計画に基く資金の運用について報告を受けるというふうな意味で、関係各省の協議会がございするのであります。安本が運用計画をつくります諮問という考へで、それを決するまで経過にございまして、責任は安本にあるのであります。責任は安本にあるのであります。

○伊原政府委員 先ほど申し上げましたように、安定本部が、御存じのよう資金計画というものを四半期ごと並びに年間を通じてやつておるのであります。ことにこの援助資金の運用が通貨信用政策に非常に大きな影響がございするので、ある程度具体的にこれをつくる。その場合に、ことに産業資金をどの程度直接援助資金から企業体に貸し出さなければ、はつきりはいたしませんけれども、ことに産業資金の運用につきましても、先ほど申し上げましたように、産業復興に重大な關心を持つております各省の意見を十分に聞いて、安定本部でこれを定めた、こういう考へで、責任者たる安本が運用計画をつくるにあたりまして、その運用計画について諮問する。または運用計画に基く資金の運用について報告を受けるというふうな意味で、関係各省の協議会がございするのであります。安本が運用計画をつくります諮問という考へで、それを決するまで経過にございまして、責任は安本にあるのであります。責任は安本にあるのであります。

○荒木委員 先ほど申し上げましたように、安定本部が、御存じのよう資金計画というものを四半期ごと並びに年間を通じてやつておるのであります。ことにこの援助資金の運用が通貨信用政策に非常に大きな影響がございするので、ある程度具体的にこれをつくる。その場合に、ことに産業資金をどの程度直接援助資金から企業体に貸し出さなければ、はつきりはいたしませんけれども、ことに産業資金の運用につきましても、先ほど申し上げましたように、産業復興に重大な關心を持つております各省の意見を十分に聞いて、安定本部でこれを定めた、こういう考へで、責任者たる安本が運用計画をつくるにあたりまして、その運用計画について諮問する。または運用計画に基く資金の運用について報告を受けるというふうな意味で、関係各省の協議会がございするのであります。安本が運用計画をつくります諮問という考へで、それを決するまで経過にございまして、責任は安本にあるのであります。責任は安本にあるのであります。

○伊原政府委員 先ほど申し上げましたように、安定本部が、御存じのよう資金計画というものを四半期ごと並びに年間を通じてやつておるのであります。ことにこの援助資金の運用が通貨信用政策に非常に大きな影響がございするので、ある程度具体的にこれをつくる。その場合に、ことに産業資金をどの程度直接援助資金から企業体に貸し出さなければ、はつきりはいたしませんけれども、ことに産業資金の運用につきましても、先ほど申し上げましたように、産業復興に重大な關心を持つております各省の意見を十分に聞いて、安定本部でこれを定めた、こういう考へで、責任者たる安本が運用計画をつくるにあたりまして、その運用計画について諮問する。または運用計画に基く資金の運用について報告を受けるというふうな意味で、関係各省の協議会がございするのであります。安本が運用計画をつくります諮問という考へで、それを決するまで経過にございまして、責任は安本にあるのであります。責任は安本にあるのであります。

○荒木委員 先ほど申し上げましたように、安定本部が、御存じのよう資金計画というものを四半期ごと並びに年間を通じてやつておるのであります。ことにこの援助資金の運用が通貨信用政策に非常に大きな影響がございするので、ある程度具体的にこれをつくる。その場合に、ことに産業資金をどの程度直接援助資金から企業体に貸し出さなければ、はつきりはいたしませんけれども、ことに産業資金の運用につきましても、先ほど申し上げましたように、産業復興に重大な關心を持つております各省の意見を十分に聞いて、安定本部でこれを定めた、こういう考へで、責任者たる安本が運用計画をつくるにあたりまして、その運用計画について諮問する。または運用計画に基く資金の運用について報告を受けるというふうな意味で、関係各省の協議会がございするのであります。安本が運用計画をつくります諮問という考へで、それを決するまで経過にございまして、責任は安本にあるのであります。責任は安本にあるのであります。

○伊原政府委員 先ほど申し上げましたように、安定本部が、御存じのよう資金計画というものを四半期ごと並びに年間を通じてやつておるのであります。ことにこの援助資金の運用が通貨信用政策に非常に大きな影響がございするので、ある程度具体的にこれをつくる。その場合に、ことに産業資金をどの程度直接援助資金から企業体に貸し出さなければ、はつきりはいたしませんけれども、ことに産業資金の運用につきましても、先ほど申し上げましたように、産業復興に重大な關心を持つております各省の意見を十分に聞いて、安定本部でこれを定めた、こういう考へで、責任者たる安本が運用計画をつくるにあたりまして、その運用計画について諮問する。または運用計画に基く資金の運用について報告を受けるというふうな意味で、関係各省の協議会がございするのであります。安本が運用計画をつくります諮問という考へで、それを決するまで経過にございまして、責任は安本にあるのであります。責任は安本にあるのであります。

響が、ほとんどこの資金の運用いかんにかかつておるといふ見地からいたしまして、本案採決以前に政府側の確たる御意向を承りたいと存じますので、委員長におきまして、しかるべくおとりはからいの上、適當のときに政府側の最後の具体的な御意向をお漏らし願いたいと思ひます。以上で私の質問を打切りませう。

○川野委員長 承知いたしました。ほかに質疑はございませんか。なければ、本案に關しましては、これにて質疑を打切りたいと思ひますが、いかがですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○川野委員長 これにて質疑を打切りませう。

○川野委員長 次は貴金屬特別会計法案を議題といたしまして、質疑を許します。御質疑はございませんか。

○前尾委員 法案自体については大して疑問もありませんが、こういう貴金屬特別会計法を設けて、ことに金については、特殊なものでありますから、わかるのであります。その他のいろいろ貴金屬については、これを政府で買ひ上げて、それを統制するといふ目的については、必ずしもはつきりしておられませんので、それについて御質問申し上げたいと思ひます。

特に銀につきましては、これは總司令部の意向もあるのであります。相対するおるよう聞いておるのであります。それに対する將來の処分といふようなことについての御説明があれば、承りたいと思ひます。

○伊原政府委員 銀につきましては、ちよつと速記をとめてください。

○川野委員長 速記をとめて……。

○藤本説明員 お答え申し上げます。その他の貴金屬につきましては、現在統制しておりますのは白金であり、白金と、その他イリドスミンとかロジウム、パラジウムといふような、いわゆる白金族といふものが包括されております。この統制が行われました時期は、実は御承知のように昭和十二年に産金法並びに金資金特別会計法といふようなものがございまして、産金奨励といふような趣旨から、とりあえず金塊につきまして措置がとられまして、終戦になるまでの間は、金につきましてだけは、一應金資金特別会計法において統制をしておつたのであります。終戦後におきまして、これに新たに銀と白金とが加つたのであります。白金につきましては、御承知のように國內においては北海道その他一部のところにおきまして、イリドスミンが生産されるばかりでありまして、國內に特に生産資源がございません。關係から、すでに國內に輸入されたものを、回収の形において政府に集めなければならぬ。つまり製品としてつくられたものも一應廢品にいたしました。これを地金の形において政府に回収する。こういう面において現在政府の集中が行われたわけであり、何分にも白金については、國內資源がない關係から、また一面國內における需要といふものは非常に強いわけであり、さういふ面においては、白金については國內資源がないにかかわらず、買上げ並びに配給のお世話をしなければならぬ、こういう状況であります。

○北澤委員 ちよつと速記を中止して

ください。

〔速記中止〕

○川野委員長 速記を始めてください。

○三宅(則)委員 この貴金屬特別会計法における種類について第一條二項に書いてありますが、このうち現在のどのくらいの数量になり、どのくらいの金額になる予定か、おわかりならお知らせ願ひたいと思ひます。

〔委員長退席、宮澤委員長代理着席〕

○藤本説明員 三月末現在における貴金屬特別会計の前身であります金資金特別会計の貸借対照表によりまして、現在の手持の貴金屬の数量を申し上げますと、金地金が二トン六百キログラムほどあります。銀地金が百九十六トンほどあります。白金につきましては、これは御承知のように純粹の白金という形よりは、イリドスミンという形でさまざまの原素が入つております。關係から、拂ひ下げてから分析するといふような關係になつておるので、現在手持の數量を申し上げますと、約二千五百万円ほど持つております。

○三宅(則)委員 この特別会計法案において、實際金の利用せらるべきものは、この第八條に、支拂に關して現金に不足があるときは、この会計から借入れをするように書いてあります。それはどのくらいの予定ですか。もし予定がわかりましたらお知らせ願ひたい。

○藤本説明員 お答え申し上げます。ただいまの点につきましては、貴金屬特別会計法案の第八條におきまして、「この会計において、支拂上現金に不足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は國庫余裕金を繰替使用することが出来る。」となつておりました。実は本年度におきましては、予算總則で一時借入金のおきましては、國庫余裕金の關係を規定しておりませんから、二十四年度におきましては第八條の關係は一應起つて参りませぬ。將來はどうかという問題でございまして、本年度の予算におきましては、一般会計からこの会計に二十六億三千三百万円の繰入れをいたした關係から、本年度においては、大體資金の不足は來たさな考へであり、むしろ來年度以降におきましては、もろろん年度を通じての資金收支においては支障ないよう考へるつもりであります。年度の進行中におきまして、やはり一般会計から繰入金もらうといふようなことは、時期的に少しづれるといふようなことも考へられませぬ。關係から、來年度以降におきましては、第八條の關係において、適切な措置を講じたと思つております。

○三宅(則)委員 もう一項だけ簡単に申し上げますが、附則の一番しさいの方には、連金國占領軍と書いてありますが、これに対する説明をしていただきたいと思ひます。

足があるときは、この会計の負担において、一時借入金をし、又は國庫余裕金を繰替使用することが出来る。」

○藤本説明員 附則の最後にございませぬ。連金國占領軍の管理下云々といふこの法規は、昭和二十三年法律第九十九号で規定されて、詳しい内容を申し上げますが、かいつまんで申し上げますと、終戦後連金國占領軍に接收された民間事業会社の貴金屬の一部が、接收後におきまして、民間事業会社の希望がございまして、大蔵省を通じて

司令部に解除方を申請しまして、二應解除を受けてこれを民間の会社に使用したのであります。その後になりまして、再び政府において返還すべきであるという要請がございまして、政府として持つております金庫を再び接收下に置きまして、返還しなければならぬといふ方の貴金屬を、解除を受けた会社から、これに相當する金額を政府にお願いいたしたく、こういう關係を規定したものでございませぬ。

○宮澤委員長代理 ほかに御質問はございませんか。

ただいま議題になつております貴金屬特別会計法案に對しまして、御質疑がないようでありますから、この際質疑を打切りまして、討論を省略し、ただちに採決をいたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○宮澤委員長代理 それでは採決いたします。貴金屬特別会計法案に對し、賛成の方の起立を求めます。

〔議員起立〕
○宮澤委員長代理 起立議員。よつて貴金屬特別会計法案は原案の通り可決せられました。

なお報告書作成の件については委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○宮澤委員長代理 それではさうに決しました。

午後一時三十分開議

午後一時三十分開議

午後一時三十分開議

午後一時三十分開議

午後一時三十分開議

午後一時三十分開議

午後一時三十分開議

午後一時三十分開議

○川野委員長 午前引続き会議を開きます。

一万田日本銀行總裁がお見えになつておられますので、質疑をいたしたいと存じますが、總裁は非常に御多忙であられるので、質問はできるだけ短くかつ簡潔にお願いいたしたいと存じます。

○塚田委員 一万田總裁に御多忙なところをお越し願いました大蔵委員会の氣持は、非常に今日のこのせしめまつた金融の逼迫に対して、私どももまた國民もひとしく、どういふかあいにこれがなるのかということをお心配いたしておるのであります。そこで結局これは日本銀行当局がどういふようにお考えはなつておるかということをお承知いたしたいわけなのであります。ただその場合に、政府及び政府の與黨である民自党の考え方と、日本銀行の考え方と、いふか食い違つておるのじやないかということをお、ほんやりと民間で心配いたしておる向きもある。そのいふ点をひとつ頭に置いていただきまして、当面の金融措置に対してのお考えを伺いたいと思つておます。

○一万田参考人 きようここにまかり出まして、今後の金融政策というような点についてお話をできますことは、私は非常に光榮でもありますし、また欣快に存じます。

を収束する。インフレを収束するのにはどうすればよいか。いわゆるインフレーションの起る根本の原因を取除くことが、インフレ収束のもとでありま

金水準には置かなくてはならぬ。これが一つの大きな考え方でありま

上に乗つたのであります。そこで内科医として常に聴診器を耳にあて、手には脈をとりつつ、この病人の病勢が悪化したり、頓死したりすることのないように、健全なからだに回復するよう

さまざまにお願いしたいのですが、私はここに貯蓄の増強ということを感じ、

こういふふうにして貯蓄を増す、資金量をふやすというのを考えます。そして同時にインフレーションを防止しなくてはならない。従つて資金量に限りがあるという事は、蓄積資金もそうでありますが、日本銀行からも新しい追加信用は困難であるという前提がある。そうしてみると、この限られた資金量をよく回轉させるということが大事なのであります。同じ資金量でも、その回轉度合いによりましては、この資金量を非常に大きくすることが出来る。言いかえれば、産業用にまかなうことが出来るのであります。そこでこの一定の資金量の回轉をよくするために、金融といたしましては、信用取引が行ける——いわゆる信用が確立するというのが根本であります。今日のようにすべての企業がお互いに未拂いを續けて、そして一見モラトリアムみたいな状況にあるという事は、実に私どもとしては耐え忍び得ない。何とかしてこれを除去することに力をいたしておるのであります。しかし企業の根本におきまして、ある意味において、こういう場所であらう言葉はおもしろくないのであります。が、わかりやすく言えば、道樂をし過ぎております。いくらでも道樂しておると、なか／＼道樂からできた不始末は始末がしにくい。始末がつかずに、次々に道樂をし流ける。これではいかぬ。そこで、どうしても一定量の資金で、回轉をよくしてまかなうというためには、この信用を確立することが必要であります。まず根本においては今後不始末をしない。未拂いと言へば普通石炭というふうなことが頭に浮ぶのであります。石炭業者は今後未拂い

を生じないという信用を確立することが必要であります。またそういうことを確立させることが安定本部の使命だと私は思います。そういうことができないならば、何の安定本部か、私は理解に苦しむのであります。そういうことをひとつはつきりやる。そうしますと、すでにたまつた未拂いというものは實めてもしかたがありません。経済問題としてはもうすでに起つたこと、これをひとつ始末をいたしました、きれいにし、今後はそういう未拂いというものを生じないよう、従来の未拂いを清算する。ここにおいて初めて金融というものが円滑に行くのであります。手形決済が十分に行かなくて金融の円滑をはかるという事は、まことに不可能を求めようなものであります。こういうことがあつてはなりません。こういうふうな考え方で、今後日本の経済界は、内科医が常に聴診器で聞き、脈を見るごとく、この九原則実施の上で経済界に大きな悪い影響を與えないように、また混乱を生じないような形でもつて金融をやつて行こう。これが私が今考えておる問題であります。

そこで、少し具体的な問題に入りますと、今日どういふ程度の貯蓄ができるだろうかということが、先ほど申しましたように根本の問題であります。これにつきましても、いろいろの見解があるものであります。これは貯蓄自体のとり方にもよります。これは私の考えでは、少くとも二千億見当は二十四年にもできるだろう。目標は二千五百億にしてもよろしいのであります。しかし二千億くらいには到達したい。内輪に見る人はなほ少いのであります。が、大体二千億前後というふうなところで、ひとつがなばつてみよう、こういうふうな考える。そうしてみますと、大体の考えとしては、そのほかに貿易の黒字が千七百五十億出ております。これも産業資金にまわし得るのだ。むろんすでにきまつた用途は別であります。そうしますと、私は大体資金として四千五百億くらいの金は二十四年度に市場に持ち得る。こういうふうに考えておられます。そうしてみると、大体千四、五百億の設備資金と、二千億見当の、あるいは二千億以上の運轉資金を十分まかない得る。こういうふうな考えておられます。これは今申しましたような預貯金の増加いかによりもよりますが、しかし總じて見ますれば、一般の人々が九原則を実施する場合におきまして、金融的に非常に困るだろうというふうな考え方をしておる人が多いのであります。それは当りません。その心配することは何もありません。ただ問題は、今日の企業の状態を改善する点において、非常に困難さがあるという点なのであります。これをすつと掃除して行く、そこに困難がある。たとへば企業の整備という事は、先ほど申しましたように合理化をやる。人員も要すれば整理するのめやむを得ません。やはりこの整理も必要であります。その他設備あるいは機械も、いろいろ補修、補給しなくてはならない。こういうふうな点等々、企業を自分の足の上に乗せる努力、その点において非常に困難さがある。これは企業自体を離れますが、今日の購買力の関係、あるいは海外の市場の要請等から、相当な手持商品があり、それがはけておりません。これは公園と

いうようなものを見ればよくわかりますが、貿易公園でも非常な巨額の手持商品がある。こういうふうな商品なをなるべく賣れるように持つて行くとか、あるいはまた一時これを資金化して、そうしてこれから生ずるデフレの副作用をなるべく防いで行くというふうな処置において、むずかしさがあるのではありませんが、しかし自分の足の上に乗つた健全なる企業において、資金難を訴えるという事は、今後において私にはさすたくもないし、またそういうことはなくて済む。こういうふうにお考えくださつてけつこうだと考えておられるのであります。こういう点がどうもやましまし過ぎる。ここには産業家はおられますが、産業家から見れば、どうもやはりまだ／＼私は考え方が甘過ぎると思う。これは大体昭和五年の瀆口内閣当時の金解禁と似たような、今度爲替相場が立ちますから、金本位に帰るとも、大ざつぱに言うていいのであります。あとのときの産業家の企業合理化の熱意と苦しさは比べますと、まだ／＼今日よりはほど甘い。これは一に、戦時中は何でもつくれば政府でめんどろを見る。なんでも買ひ上げる。終戦後はインフレの力によつて、物を持ちさえすればもうかる。何でもつくれば賣れる。すべてそういう精神になつて來ておる。そこへもつて來て、比較的急なカーブを切りまして安定に向かうというところに、産業家も、少し急に來だといふ意味で、ショックを受けるのであります。しかし静かに考えてみれば、そこはひとつ思い切つて、なすべきことはなしてやらなければならぬ。こういうふうには私は考える。そこで、さらに当面の具体的今後

の金融上の問題について、触れてみたいと思ひます。それは第一に、復金があつたらうに資金の融通をとまました。そこで復金のあるいは財政的な資金でない設備資金がなか／＼出にくい。そこで、どうすればいいかという問題に今当面しております。私の考えでは、日本の経済を維持して行く上において、そうして九原則の実施のわくのうちに、なおがどうしても必要な設備資金は、復金があるうちはありますが、そんなことは私は問題にしておりません。出すべきだ、こういう感情を持つております。そうしないと、日本の経済というものは、これは非常に破滅が——破滅まで行かないにしても、非常に悪影響をこうむります。従來復金という形で出ておりましたから、やりやすいというだけの問題でありまして、この資金を出さなければならぬということにおいて、私は一点の疑いもさしはさむ余地はない。そこで私は、この当面必要とする設備資金には、私の方が中心になつてひとつこれを調達して、そうしてこの経済の運行に支障がないようにしたい。ただ問題は、こういう場合にそんならどれほどの設備資金が必要であるかということが問題である。これはやはり安本というふうなところで、この九原則実施のもとで、一体二十四年度にはどういふ産業計画を必要とするかということ、はつきり立てなければならぬ。こういうものが立たずにおいて、首めつぱりに、あるいは個々のものがかつてに整理をしたり、あるいはいろいろ積極的の増産計画をしたりすれば、産業というものがばら／＼になるおそれがある。整理にしてもばら／＼になる

おそれがある。それではいけないので、産業というものは一つの有機体であり、一つの事業のやり方が他の事業に影響を與えます。それで、やはりこういう整理をおきまして、一つの産業計画の線に沿つて整理をやる、こゝろい行き方をしなくてはならぬ。安本でもおそろしくいう作業をしておることと確信しておるのでありますが、そういうふうにしてひとつずつていただきたい。こういうふうにして、いくらの設備資金が二十四年度に

いるか、さらにそれが具体的に、第一、四半期の四一六の期間にどうして

も出さなければならぬ設備資金が、これは設備の補修、改善とかいろいろと概算がありますが、私は六、七十億あれば一應行くんじゃないかという見解をとつておりますが、これは今市中銀行にお頼みしまして、会社ごとにシンドケートをつくり、そうして出して、

もしも銀行に金が足りないならば、私の方から出します。これは復金があらうが、なかるうが、出さなくちゃならぬ。そうして将来通貨の膨脹を避ける意味におきまして、貿易の黒字から出ますあの資金で、産業にまわし得るわくのうちに振りかえていただく、こういうふうにする。もしも振りかえが

できぬということになつても、この資金は必要であります。それはそのときに日本銀行で腹をきめております。それはそれで適当に処理して行く。とにかく必要な資金だけはあくまで出さう。これは設備資金に対する当面の問題であります。これができれば、一般が言うように、この二十四年度のお

い予算が立てば、もう設備も改修も何もできぬんじゃないかというふうなこ

とが、ともすれば新聞に出ますが、そういうことは絶対にはありません。そういうふうな考え方は、実に私は遺憾としておるのであります。そういうことは絶対にはありません。

それからさらに未拂いの問題。これも先ほどおつと触れましたが、今後未拂いは出さない。もう道楽はやめるといふことであります。従来の不始末は私は始末した方がよい。これを始末しないと、先ほど申しました資金の確立というものは困難で、一定量の資金をうまく回轉しなければならぬのに、言いかえれば洪水の泥水のようなもので、水源地では水があがるよ

うになつておるのだけれども、まことに濁つてどぶのような始末になつておる。これを濁りしつて清潔にして行く。そうすれば信用も十分に行く。手形の取引も確実に行く。これには未拂いがあつて困るから、掃除をして、將來この産業はもう未拂いはしないから、もうできないから、こういう前提のものと、この未拂いも始末しよう、こういうふうにして、ずつと流して拂つてお

りまして、近いうちには百億くらいの金がこの未拂いの中に流れ込んで行く。だろつと考へております。これは結局最後は金融機関への返金にも相当するものであります。未拂いの金を出すとどつかに消えうせて、インフレになつておるものでは決してありません。筋が立ちます。この場合は完全にひもつきできちつと未拂いを決済して行

う、こういうふうにおきまして企業の合理化でいふ、整理用の資金がある。これも私の考えでは、企業の合理化といふことは、今日の日本の経済で絶対

の要請であります。従いましてこの金を出し流すつておいて合理化しようといふことは、羊頭狗肉であります。こ

ういふふうなことは、はだめなものであります。合理化を要請する以上は、合理化に所要する資金は調達するにやぶさかでないものであります。これは出すよ

うに金融機関にもお願いをしておりま

す。ただ今後資金は復元的な資金がな

くなりまして、すべて市中銀行から

らいたります。従つて相手方の信用、企業の信用ということがどうして

も中心になります。この点については企業家の方に十分信用を持つように

とつてほしい。これも合理化に關連するものであります。そういふふうに行きたい。金融機関としては公共性に

立脚いたしました。金をもうけるとか、もうけぬとかいふことでは、この難局は乗り切れません。預貯金というものは自分の金ではないのであります。これは國民の資金であります。従

て、これは國民の資金であります。従

つて金融機関としては、この國民資金をいかに國民産業に役立てるかという

観点において、運営をやつて行かなく

ちやならぬ。そういう公共性に立つことを十分考へておりました。今後は一

層その立場を深めて行つて、今日の難局を金融上からうまくやつて行きたい、かように考へております。

それからその次の資金の問題として

は、貿易資金というふうな問題で

が、日本の産業が貿易に依存するのは

もろんである。たとえば二十四年度に

おいては約六億に近しい輸出を考えなく

てはなりません。従つて貿易資金が増

大をします。まして今日の企業におい

ては相当な商品を持つておりまして、

販賣ができずにおります。これも

問題は、さらに中小工業の金融というこ

と、やはり特に轉換期における中小

企業というものは相当苦難の道を進ま

ねばなりません。しかしながら今日の

事態におい中小工業なるがゆゑに金

融面、いわゆる経済的意義においてこ

れを救済することは困難であります。

わしていただきたいことをすつと從來から頼んでやっております。これは非常に成績がよろしいのであります。大体二箇月ぐらゐで回轉をしております。その金が約十億に上つております。これをさしあたり借額ぐらゐの二十億ぐらゐのところに持つて行く。二十億となればこれは二箇月で廻轉いたしますから、年間にすれば三百億ぐらゐのものになりましよう。相当な金になるのであります。これも倍にすると申しませんが、別にわくを設けておるわけではない。それがほんとうによく回轉するならば何も心配せぬでもよろしいのでありますから、そのうち状況を待つてふやしてよろしい、こういう考え方をいたしております。いろ／＼問題がありましようからあとで御質問を受けてもよろしいのであります。インフレを収束しても、なおかつ財政面は産業をまかなつて行くといふふうな、なかなか困難なる状況にある。これを両方よく見つつ親切に金融を見て行くといふのが、今日の金融政策のごく大筋になつております。さうように御承知をお願いします。

○小委員 御話を伺つた中で二、三な説明をこまかくしていただきたい点があります。滞りの解決の御構想を伺いまして私も非常に同感なので、その滞りの中に少し種類の違つた、言いかえますと地方の災害復旧に關するものが相当ある。土建を中心にするものであります。この中に御説の道業をしたような面が、地方にも多少あるように思ひます。しかしこれが相当かさんでおるようでは、災害復旧の問題が金融の面からとまるとな状態でありま。予算の措置も今

度は非常に少なくなつておまして、この問題も実は新年度で解決する見込みがないのであります。これに対する解決方法がお考えの中にあつたでしょうか、伺つておきたいと思ひます。

○一万田参考人 先日もとえは石炭の方に土建業者がいろいろ仕事をしておる。ところが石炭があつた状況で、未拂いを受けておる金額も数億あるという話がありました。この未拂いは先ほど申しましたように適宜に解決して行くとしております。勢い土建業者の方にもこれがまわつて行くと思ひますが、さしあつてなし得べきことは、結局土建業者はその未拂いに相當する分、あるいはそれ以上を金融機關から借りております。金融機關に借りておる金はしばらく御借額より考へよう。それからという借りにおる金を猶予願つたから、新規の貸出しをせぬといふふうなことはないように、未拂いの分は猶予して新しい金を出すようにあつせしめました。それが今なし得べき一番手近な方法だ、こういうふうにして話しておきまして、それが一番はつこうだろつといふふうな御話で、土建業者はみんな滞りになりました。

○小委員 金融の対象が実は地方に成ります。金融の費用になつておる。一般のものと少し違つたところがある。地方の縣の代表的な銀行がありま。それに対して縣が融通してもらう。これもやはりわくの問題になります。もつとも九原則に觸れて來る問題ですが、普通の業者の問題でなく地方の公共團體になつておる。その辺はどうでありましようか。たとえば私どもの方では予算でもきまれば、

わくは小さいのですが、支拂いを促進するような方法で、なるべく初期めいくらか集中して行くならば、かつこうがつかうのではないかと感じます。るのであります。

○一万田参考人 そうすると地方の公共團體が組まれる予算には、それを拂うように組んでないでしょうか。

○小委員 それは御説の通り公共事業費が普通の予算と違ひまして、建設省あたりで一應査定する。仕事を始めるにも実績の關係や何かありまして仕事を進めて行く。あとの公共予算で組んだ中から埋めて行くといふかつかうをとつておりますから累積しておる。實際においては地方の事業がいつちもさつちも行かなくなつておる。新しい事業でできないのではなく、今の滞りでもつていつちもさつちも行かなくなつておるのであります。一般の滞りの問題とは性格が多少違ひます。

○一万田参考人 それはいろいろ問題がありましようから、具体的な事柄として地方々々で解決して行くといふ以外に方法がありません。どういふむりをしてされておるのか、その程度もわかりませんし、金額の程度もわかりません。ただ根本原則としては救済の意味で金融をして行くことは、九原則の趣旨にもとりますから、なか／＼困難です。金融といふ範圍で行く以上は、これはやはり少くともつなぎといふ程

度の性質を持ち、あとで返してくれるといふことではないと行けない。それ以上救済的になつたら、皆様方のお力です。予算にお組みになつて、予算から出すようにしたらよろしい。当然出すべき予算からはねのけておいて、それを金融でもつて何とか始末しろといふのは筋が通らぬと思ひます。

○小委員 もう一つ先ほどのお話の中に觸れていないのですが、結局今度の予算に關連して自己資金の問題が出て來るだらうと思ひます。端的に言つて、証券市場の問題だらうと思ひます。証券市場に対する金融の問題、これは何か少し端に寄つていような見方をされるが、今日の段階としては、証券金融は非常に重大な問題だと思ひます。これに対して總裁が、新聞に回轉資金のようにして使つて云々といふ言葉があつたようでありま。どんなふうにか考へておられますか。

○一万田参考人 証券の形で貯蓄を吸収するといふ意味でさしあたり増資もありま。中心を社債に置いて、大體黒字で國債を償還に向ける銀行は、樂に社債をある程度持つてもらふこともできます。さういふ見地から社債を大いにして行く。そうすると自分の方で集めた金だから、大事に使うといふ觀念になる。借入金といふ安易な行き方はやめる。貿易の黒字から借りるといふ点。ことに復金といふ字が黒字といふのにかつたのは何ら意味がない。それでこれをいかにか生かして使うかといふことに苦心している。これは金額はどうなりま。將來にまたなければなりま。百億なら百億といふ金をひとつ別なわくにしてもらう。そして各会社に、会社の状態で増資の

困難なものもありましよう。社債も困難かもしれま。できるだけ社債を發行してもら。そうすると証券業者の手持が一時たくさんになる。そのときに回轉資金で証券金融をカバーして荷を軽くしてやる。そして序々に賣りさばいて、その代金が基金に返る。次の社債にこれを使う。さうしますと、設備に百億を使えば一回轉、設備資金です。百億の値打しか。しかしこれを社債の形で使えば数回轉して數百億の値打を生ずる。その上にもつて來て、借りた金でない、自分の金だといふので、考へ方も違ひ。同時に証券市場も育成されて行く。さういふふうな考へ方でありま。今後どういふふうな話に向かうかあるかわかりませんが、極力これを推し進めて行く。株についてはこれを適用してもよいのではないかと考へ、株といふことになりま。重要産業であるかどうか、いろ／＼な條件をよほど考へないといふ行かま。ある程度は増資といふ形で市場資金を集めるといふことも、今の設備資金の調達に困難な場合は、いじやないかと考へておられます。

○小委員 今の回轉基金の問題は、社債を中心にお考へようでありま。が……。

○一万田参考人 社債が一番です。國債といふのがなくなりましたから……。

○小委員 優良な株式については同じ考へですか。

○一万田参考人 よくはないかといふ考へを持つておられますが、株となるとまたよほど考へなければならぬと思ひます。

○小委員 もう一つ、中小企業

○小委員 社債が一つ、中小企業

○小委員 社債が一つ、中小企業

融のお話がありました。御承知の通り金融と名がつけば、今まで銀行でやっております中小企業金融という問題は、總裁の言われる金融のわくをはみ出したものがある。これは救済を必要とする。しかしこれは九原則の性質から言えはむずかしい。それを一つづつなしますという社会問題が出るだろう。私はあなたのおつしやる中小企業金融のほかに、もう一つ違つた中小企業金融があると考えるのであります。……。

○一万田参考人 そのなさつていいる仕事は、日本の今日の経済に、たとえば輸出産業に關連してはどうか、あるいは國民の必需物資に關連してはどうかというものであります。そういふものは必ずしも私の考の外に置いていない。そうして一人ではなから、相手になるまいから、そういう方々は連帯的な体制をお組みなさい。そうしていらつしやい。そうすると信用の相手になりませんからと言つていられるのですが、業者はなか／＼そういう点のみ込みが悪うございまして、あるいは自分のところだけよければいいというふうな考え方が、ああいう方には強くて、なかなか連帯的な關係に組むというところがうまく行かない。そういうようにやつてくれれば何も企業の大小は問いません。

○小塚委員 その問題と關連しまして、無盡の金融が中小企業の金融方面に非常活動してゐる。これはお説の通りミニチュア・ファイナンスですが、何かの形であの方面に対して、金融的な政策を加えるところの方法はありますせんか。

○一万田参考人 無盡も今度私の方の

直接の取引先にしました。十分に無盡でもできるようにしました。

○塚田委員 いろいろ説明を伺ひましてよくわかりました。そこで二、三の点についてお尋ねしたいのであります。先ほど總裁から、今日の資金量を減らさないのだというお話があつたのであります。この減らさないのだという内容についてであります。二十四年度の生産計画におきましては、生産がもう少し少ぶることになつておるはずであり、また國民所得の数字も大きくなるのでありますから、そういうものと資金量を減らさないという点を、どういふふうにお考えになつていらつしやるか。今の日本銀行券の数字を維持するといふお考えが、減らさないといふお考えであるか。少くとも生産や所得の増加につれてふえて行くものをお考えになつておるか。それらの面をお考えは資金回轉の面で補うといふふうにお考えになつておるか。

○一万田参考人 資金量の現在の水準という意味は、言いかえれば今日デフレかデフレーションかという問題が非常にありまして、今日以上に金融という側から金融を引きしめ、そうして困難にするといふような考え方があつた。しかしそういうことは、少くとも今日以上に金融をしめることは適切でない。こういうふうな意味で、もちろん所得がふえるとき、取引量が非常にふえ、増産になれば、それにつれて價格政策がかわらぬ限り、言いかえれば價格が低下しない限りにおきましては、通貨量はふえます。それはふえてもよろしい。そういう意味であります。

○塚田委員 次にお尋ねしたいのは、今日の日銀の金融の政策の上で、どうも地方に集まつた預金が中央へ来て、依然として使われる傾向が強いじやないかというように、私も正確な数字を持たぬものでありますから、あるいは見当違いなお尋ねかもしれませんが、そういう感じがしてならぬのであります。もし数字などでその点についてお聞かせ願ふところがあつたらうか。

○一万田参考人 数字は今私持つておりませんが、従来は日本の産業構成から、そう地方では資金の需要がありません。自然、たとえば大銀行の支店は地方で預金を集めて、中央に持つて来る、こういう傾きがあることはむろん否定できません。しかし終戦後特に企業分散が行われて、それらの工場が独立の会社になつて行くといふような、地域的な分散が行われておりました。その結果から地方で集めた資金は、まず地方の需要を充たして、余りがあればなるべく中央に持つて来る、こういうふうな仕組みに今はしておられます。地方でそれだけの預金が集まるというところは、それだけの生産活動があるところ。それだけの生産活動があるところ。それは、同時に資金の需要があるといふことも意味するのですから、その地方から資金を引上げるといふことは好ましくない。こういう意味合いで、これは金融機関も承知して、地方ではみなシンジケートができて、地方所在の地方銀行を中心として、大銀行の支店も合せまして、そうしてそこで資金を現場で賄うという仕組みになつておりました。従来そういうふうな懸念が

は、今日の日銀の金融の政策の上で、どうも地方に集まつた預金が中央へ来て、依然として使われる傾向が強いじやないかというように、私も正確な数字を持たぬものでありますから、あるいは見当違いなお尋ねかもしれませんが、そういう感じがしてならぬのであります。もし数字などでその点についてお聞かせ願ふところがあつたらうか。

○一万田参考人 数字は今私持つておりませんが、従来は日本の産業構成から、そう地方では資金の需要がありません。自然、たとえば大銀行の支店は地方で預金を集めて、中央に持つて来る、こういう傾きがあることはむろん否定できません。しかし終戦後特に企業分散が行われて、それらの工場が独立の会社になつて行くといふような、地域的な分散が行われておりました。その結果から地方で集めた資金は、まず地方の需要を充たして、余りがあればなるべく中央に持つて来る、こういうふうな仕組みに今はしておられます。地方でそれだけの預金が集まるというところは、それだけの生産活動があるところ。それだけの生産活動があるところ。それは、同時に資金の需要があるといふことも意味するのですから、その地方から資金を引上げるといふことは好ましくない。こういう意味合いで、これは金融機関も承知して、地方ではみなシンジケートができて、地方所在の地方銀行を中心として、大銀行の支店も合せまして、そうしてそこで資金を現場で賄うという仕組みになつておりました。従来そういうふうな懸念が

そういう傾向は必ずしも薄らいだとも言えないかもしれませんが、政府との、特に復金というふうな關係で、いろいろ政府關係の動きが多かつたものですから、どうもいろいろの会社が東京に来て、資金繰りをする人が多いためです。九州のはてからわざわざ東京まで来て、何とか金の調達ができぬかというふうなことがよくあるのです。東京に来てはわからない。九州の仕事をしておる人に東京で金を貸してやるといふようなことは誤りで、私はやはり九州で金の調達をやつた方がいゝといふように思つたのですが、業者自体にどうもそういう傾向がやはりある。それで最近では地方の会社は地方で資金を調達することにしておりますから、御心配になつておるかもしれませんが、今お尋ねの点は大体うまく行くだろう、こゝろいふふうにお考えしております。

○塚田委員 次にもう一点お尋ねしたいのは、金融機関の目で見させて、堅実なものに金融をさせて行く。堅実でさえあれば、絶対に金には不自由はさせないお考えであるように伺つたのであります。金融機関の立場から見させた場合に、堅実なものにはたして今の経済状態で、ほんとうに伸ばしてやつていけるものであるかどうかといふことが、非常に私も懸念する点であります。ことに農業なんかの場合になりますと、これは他の商工業から見れば、おそらく金融機関の目から見れば、おそろしく金融機関の目から見れば、金はなるべく出したいくないというふうな事業であると思つておられます。そうなりますと、資金需要をいたしたとしても、なかなか金が借りられない。そういう場合に借りられない状態が、地

方資金の需要がないといふことで、今おつしやるように、地方に資金の需要がないから、中央に金が集まつて来るというふうになつて、だん／＼いなか、ことに農業とかいふようなものが、金融難から産業が興らないという状態になつて来る懸念がある。過去には相当あつたと思つておられます。今でもそういう状態があるのじやないかというふうにお考えしております。金融で産業を健全化して行くという考え方には、私は何かもう一つ別の基準から、その考えを補足する基準を一つ置いて行かなければならぬのじやないかと考へるので、その点……。

○一万田参考人 一つの金の金融から見て、健全といふふうには必ずしも私考へておらぬのであります。それで私たちが今日相談しておることは、今日のこの難局を切り抜けて行くのに、金融と産業とかいふようなことを言つておつてはだめなのです。それよりもむしろ産業と金融といふのは、やはり渾然一体にならなければならぬ。それには産業家も自分のポジションをいつわらなく金融機関によく相談いたしました。こゝろいふ状況だ、どうしようか、こゝろいふふうにお互いに腹を割つて、そうしてこゝろを乗り切つて行かなければ、うまく行かないじやないか。そういう方向に行くのでなければならぬ。何か金融といふものが産業に優先してゐるといふふうな、そういうわけなくさし考えは少しも持つておられません。同時に金融でもつて産業をかれこれするといふふうな世評が、従来なくはありませんが、それは事業自体が道楽してゐるのですから、道楽してゐる場合に、女房役の金融といふものは、懐中

方資金の需要がないといふことで、今おつしやるように、地方に資金の需要がないから、中央に金が集まつて来るというふうになつて、だん／＼いなか、ことに農業とかいふようなものが、金融難から産業が興らないという状態になつて来る懸念がある。過去には相当あつたと思つておられます。今でもそういう状態があるのじやないかというふうにお考えしております。金融で産業を健全化して行くという考え方には、私は何かもう一つ別の基準から、その考えを補足する基準を一つ置いて行かなければならぬのじやないかと考へるので、その点……。

○一万田参考人 一つの金の金融から見て、健全といふふうには必ずしも私考へておらぬのであります。それで私たちが今日相談しておることは、今日のこの難局を切り抜けて行くのに、金融と産業とかいふようなことを言つておつてはだめなのです。それよりもむしろ産業と金融といふのは、やはり渾然一体にならなければならぬ。それには産業家も自分のポジションをいつわらなく金融機関によく相談いたしました。こゝろいふ状況だ、どうしようか、こゝろいふふうにお互いに腹を割つて、そうしてこゝろを乗り切つて行かなければ、うまく行かないじやないか。そういう方向に行くのでなければならぬ。何か金融といふものが産業に優先してゐるといふふうな、そういうわけなくさし考えは少しも持つておられません。同時に金融でもつて産業をかれこれするといふふうな世評が、従来なくはありませんが、それは事業自体が道楽してゐるのですから、道楽してゐる場合に、女房役の金融といふものは、懐中

を預がつてゐるのは当然なんだが、それを道楽してゐる者に懐中を預けておけば、翌日配給物も受取れません。そういうようなことでは國がつぶれます。それだから、産業が眞にインフレ的な考えから目ざめてやつてくれれば、女房役はむしろお小づかいはどうぞるうかくらいに思つて、知らぬうちにたもとの中に小づかいを入れてくれるようになるのです。問題はそこにあると思ふのです。だから従來のやり方は、インフレの根本にメスを入れない。底を探らずに何とか金融の一時を糊塗して来たというのが、日本経済の真態だと私は考へておきます。

○小山委員 總裁の根本のお話を伺ひまして、なるほどさうだろうと思ひますけれども、今塚田委員が言われまして、金融機関はとかく自分の預金が多くなるかということが根本にあると思ひます。従つて農村金融というものは、普通の金融にまがせておいたのではどうしていきません。従つて農業金融なりあるいは漁業金融なりといふものについては、普通の商業銀行ではむずかしいじやないか。従つてこの面においては、日本銀行として

特にさういふ面に入力されるようなお考へはないのですか。それとも何か適当な方法をお考へですか。
○一万田参考人 私は今後における日本の農業といふものを、非常に重視しておられます。なぜかといふと、それは同時に、目下の状況では、農業といふと、いかにいかにのうな感じを國民は持ちやすい。ところがこれは今日では最も重要な輸出産業です。農業を輸出産業と考へてよろしい。非常に巨額なものを海外から輸入してゐるのだ

から、農業がうまく行くといふこと、増産ができるといふことは、少くとも輸入を減らす。輸入を減らすことは、輸出が多くなるとも國際收支がとれるといふことになる。そしてまず今日の國際情勢の推移を考へてみると、なかなか心配です。少くともさういふ國際情勢の大きな変化があつた場合に、國民を食生活にいくらかでも安心ができれば、絶対に置くことは、私は國を思ふ場合に絶対的な要請じやないか。それで農業の増産といふことについては、今後資金面からでもできるだけ援助する。これはお話のように、農業資金あるいは漁業資金といふものは、普通の金融機関から出るのはなかなか困難です。それではこれは結局、農林中央金庫といふようなものの機能を考へてみなくてはならぬ。また今後貿易上における黒字の産業資金といふような場合に、農業といふものは十分考慮に入れて運営していただきたい、さういふふうに今具体的には考へておきます。

○小山委員 現在農業手形あるいは漁業手形といふような制度があるのですけれども、これは實際問題としては、地方ではほとんど利用されておらずに、これは結局日銀に持つて来て、日銀の担保の対象になるというやうな問題ともからんで来るじやないか。農業手形、漁業手形が一向利用されないといふのは、日銀總裁はさういふふうにお考へになつておられますか。
○一万田参考人 農業手形を技術的に改善するといふ点は、農業組合の大会のときにもお話が出てゐるのです。これは改善すべき点もあるかと思ひますが、これが相当役立つと思ひます。ただ今年魚がとれないのです

よ。漁業手形で網をやる／＼お買ひになつても、魚がとれないから全然拂えない。さういふやうなのは、金融機關、金融機関と言ひましても、いつ拂われるかわからぬやうな漁業なんかについては、少し長いめの、三箇年くらいな、何か適当な金融を考へるように、しなくてはならぬと思ひますが、今の漁業手形の問題は銀行屋さんとはほとんど出しておらぬのです。魚は長崎の沖の方へ行つて、東北の方へは全然来ないので、全然魚はとれない、どうもしかたがないといふやうな状況であります。

○小山委員 農林中央金庫に日銀が金を流す場合に、やはり担保をおとりになるわけですか。
○一万田参考人 もちろんとります。
○小山委員 どういう担保をとつておられますか。
○一万田参考人 それはいろ／＼のものをとります。
○小山委員 手形でもおとりになりますか。
○一万田参考人 場合によつてはとりません。

○小山委員 場合によつてはですか。それとも主として手形をとられるのですか。
○一万田参考人 担保の点については御心配なさる点はありません。担保につきましても、中央銀行としてはやはり中央銀行の貨幣価値の維持、従つて資産の流動性といふやうないろ／＼な制約を受けまして、きまつた規則があります。それは國の経済のその時の實際の状況に應じて、やむを得ないといふ状況があればさういふことで、担保

に、彈力性をもつて操作してあります。しかしむちやくちやなものを持込んで金を借ろうといふ、これはわりです。○小山委員 今、具体的なことをお伺ひしたのですが、さらにもう一つお伺ひしたいのは、きのうも大藏委員会でいろ／＼尋ねてみましたところが援助資金特別会計から放出されるといいますか、市中に還元される時期は早くて五月の下旬、私の想像では六月になるじやないかと思ひますが、さういたしますと、貿易会計に吸い上げられて来る金額といふものは、私は調べておりませんが、相当な数字になるかと思ひます。さういふやうなことも、もう一つは、今度の予算の編成の関係その他から、相当資金の逼迫が起るはずである。そこでこの間のつなぎといひますか、當面の四、五、六の間のつなぎの金融については、何か特別のお考へはありませんか。聞くところによつて、總裁は特定融資といふやうなことをお考へになつておるといふことではあります。その構想についてお伺ひしたい。

○小山委員 今、その点については、先ほどもちよつと触れましたが、たとえば設備資金はどうしても必要だから六、七十億出します。それはほんとうを言つて、貿易会計の今度の見返り資金が今使えるなら、それから出していただけば、事は済むのです。それが遅れることはむろん承知しております。それで六、七十億の設備資金を出し、將來見返り資金を使えるときには振りかかつてもらつて、いわゆるつなぎを出すと、その点はつきり申し上げておきます。ほかのものについても、さうい

ふ必要があれば出す。たださういふ程度の金額を出すかといふことは、嚴密に査定をしなければなりません。その査定した額だけは、九原則を履行する上において、必要な資金といふことにすれば、これを出さなければ、事業は刻と日一日と活動してゐるから、それにかつてを與えぬわけには行かぬわけです。だからそれは出さなくちやなりません。

○小山委員 今仰しやつたやうには、大体六十億といふことをお考へになつておいでですか。
○一万田参考人 私どもが査定をして六、七十億は、最小限度出さなくちやならぬと思つておるのです。むろんそれは今後、安本において十分検討する。いわゆる安本の産業計画といひます。二十四年度の生産計画、九原則実行のものにおいて、いかに日本の産業をやつて行くかといふ計画が立たなくちやなりません。その計画に基づいてそれは加減されると思ひます。

○小山委員 それで六十億といふ金を貸し出されるというのには、これは新たに貸出ししようといふお考へでございませうが、さうしますと、今市中に行われておられます高率適用といふこととさういふ關係がありますか。
○一万田参考人 高率適用といふことは、何も御心配はいらない。高率適用といふことは、日本銀行の金利をお考へになると、日本銀行の金利は今安いのは一銭四厘、さうして市中貸出しは二銭八厘。日本銀行の預貯金の増加を考へずに、ただ日本銀行に來て、手形を賣つて一銭四厘で借りて二銭八厘で貸してさういふやうな処置は、

○小山委員 今仰しやつたやうには、大体六十億といふことをお考へになつておいでですか。
○一万田参考人 私どもが査定をして六、七十億は、最小限度出さなくちやならぬと思つておるのです。むろんそれは今後、安本において十分検討する。いわゆる安本の産業計画といひます。二十四年度の生産計画、九原則実行のものにおいて、いかに日本の産業をやつて行くかといふ計画が立たなくちやなりません。その計画に基づいてそれは加減されると思ひます。

無制限に許さるべきことではありませ
ん。そうしますと、一生懸命に預貯金
を集めるのに苦勞して、インフレーシ
ョンにならぬように、なるべく預貯金
の範囲で仕事をしようという最も大事
な、正直ない人は損ばかりしてい
る。そしてたとえ日本銀行に來
て、安い金を借りて高くまわしている
人が得をする。そうするとそういう銀
行というものは、組合の俸給の引上げ
ですか、こういう賃金要求にはすぐ應
じてしまふ。そうすると横の連絡で苦
勞する、そういう状況なんです。九原
則でも原則として日本銀行に依存しな
いという建前であり原則であります。
そうしてみると日本銀行の金利が、市
中の金利よりも高いというのが原則で
あるべきであります。しかし日本の今
日の経済情勢では、日本銀行の信用に
依存せぬといふことは不可能でありま
す。そこである程度の依存は認めなけ
ればならない。その認めらるべき範囲
は、まあ普通の金利でひとつ上げまし
よう。しかしそれ以上お借りになれ
ば、もうもうけられませんが、それで
もうけるようにしてやるのです。私
の方の高率適用でも二銭五厘から二銭
七厘で、市中銀行は二銭八厘だから、
二厘から三厘のさやが上がる。それで
貸してやつて、貸さぬとは言わない。
しかしそうむちやくちやにもうけは
困る。そこで預貯金の増強を大いには
かつて行き、その一割二分くらいは
は安い金利で差し上げ、それ以上にな
れば、それより高い金利になる。しか
しそれでもいくらかはもうけられるの
ですが、なお貸出しを躊躇しない。こ
ういふのですから、私から言えば実に
至れり盡せり、どうぞ高率適用につ

いては御心配なさらぬように……。
○小山委員 今高率適用の問題がしま
したが、さしあたりのつなぎ資金とし
ての高率適用は、あるいはおつしやる
ように特に見なくちやならぬと考えら
れるのですが、それはそれとして、高
率適用の問題になつて来るのは、むし
ろ私は將來ではないかと思ひます。と
申しますのは、今度の援助資金特別会
計から公債の償還をするといふような
ふうに開いているのですが、そのうち
で日銀で持つておられる公債あるいは
復金債に対して償還が行われた場合
に、さつきお話のデフレインションを起
さない資金量は從來通りであるといふ
考え方からすれば、これは市中に還元
しなければならぬ。市中に還元する
場合に、日銀としてはおそらくこれを
市中に対して預金をしてお持ちになる
のではなくて、貸出しとしておやりに
なるだらうと思ひます。ここにまたた
ちまち高率適用の問題が出て來て、こ
れは非常に障害にはしなないかとい
うように考へるのですが、その点はい
かがですか。

○一万田参考人 たとえば見返り資金
の中で、日本銀行手持の國債あるいは
復金債——復金債は償還するように予
算にも載つておりますが——を償還
する。しかしこれは私がこまかく申し
上げるまでもなく、中央銀行のファン
クションは一体何かといふことを考へ
てくださればおわかりになるので、中
央銀行といふものは市場に必要とする
資金を常に確保する。いわゆる足らぬ
となればふやしてあげる。多過ぎると
なれば減らす。こういうファンクショ
ンを常に中央銀行はやつて、市場にあ
るべき資金量を常に保つていられるわ

ず。そこで通貨價值を維持して行く、
あるいは物價の安定を期するといふこ
とが、中央銀行の根本の使命でありま
す。それでそういうふうなデフレ的傾
向があればむろん還元する。還元する
場合に第一にどうする手は、結局これは
オリガン・マーケット・オペレーショ
ンと英語で言へば言う言葉で、要する
に市中銀行の手持の有價証券をそれだ
けの金額で買い上げてやる。そうする
とそれだけ市場に金が出ます。それか
ら、今お話の高率適用の問題がありま
すが、さつき言つたように、これは主
に手形割引の形になります。そうすれ
ば貿易資金が非常に増大する。そこで
その部門の金は市場に出て行ける。そ
れでも償還を受けた金額の範囲内で
は、日本銀行の通貨の膨脹にはならぬ
といふインフレーションはならない。こ
ういふ方向に行きます。ただ高率適用とすべ
ておひつかけになるけれども、高率適
用といふものは、中央銀行を利用する
場合に、ただアンビツシヤスな銀行や
企業がもうけられるといふだけの問題
で、資金の量には何も影響があるべき
ものではない。もと／＼中央銀行から
金を借りてもうけようといふようなこ
とは不心得千萬で、國民の犠牲におい
てそういうことをある企業がするとい
ふことになるが、それはもうもうけさ
すべきものではない。それはひとつよ
く御了承願ひたいと思ひます。

○川野委員 小山君に御相談申しま
すが、一万田總裁はここにおられる時
間が非常に短いので……。
○小山委員 それでは今のお話はこれで
打ち切ります。もう一つ、日銀總裁が言
われておりますところの、企業合理化
資金はほとんどを見るのだと言います

が、實際問題としては、銀行が相手に
するよう先は、おそらくこの問題は
起らないのであつて、むしろ銀行が危
険だと思ふような整理資金が一番問題
になるので、そういうものは日本産業
全体を考へれば、必要ないのだからよ
ろしいのだという立場に立たれます先
ほどのお話のように、日本の産業全体
のことを考へれば、場合によつては普
通の市中銀行が考へても危険だと思ふ
ようなものも、救済しなければならぬ
場合があるが、それについては特別
の金融措置を考へになつたか。ある
いは普通の自由経済の考へ方で、金融
機關が健全と見たものだけなきいまし
たか。その辺をひとつ伺ひたい。

○一万田参考人 企業の合理化に続く
整理資金の合理化といふことは、一休
何の意味するかといいことを考へ願
ひたい。企業の合理化といふことは、
企業を合理化すればその企業が將來一
人歩きで立つて行けるといふことを意
味する。従つてそういう会社に必要と
する整理資金を出すといふことは、取
引銀行としては当然の責務である。従
來貸してある金の保全にもそれをやら
なくちやならぬ。將來貸す金もそうい
ふふうなりつばな会社で貸すのだけか
ら、その整理資金が逃げるというこ
とはありません。從來の市中銀行が相
手にせぬ企業といふものは、どうい
うことを内容的に意味するか。その企業
は今の日本の経済で温存をせぬでもよ
ろしいといふ企業なら、つぶれてもよ
ろしい。しかし日本の國家経済の將來
においてどうしても必要とする。し
かしそれは内容が悪い。これはどうす
るかという問題であります。こつち
ものこそ預貯金をとつて仕事をしてお

る金融機關の責任にまかせるのは、國
家としてはなほだ不親切である。それ
は國家的に見て必要で、一般のもの
が相手にできぬようなものを温存せん
とするならば、そのためにこそ産業復
興公園といふものがあるのじやないか
と私は考へておる。

○佐久間委員 先ほど共同で信用を高
めて融資を受けるというふうなお話を
承りましたが、小さい金融でございま
すが、そういう面については中央農林
金庫の利用によりましてといふお話を
ありますが、なお五十万円、六十万円
の小さい金額を、漁村あるいは中小立
業に流してやるために、昨今言われて
おる信用保証制度といふものについて
のお考へは、いかがでございませう
か。

○一万田参考人 これは私はいいと
思ひます。いいと思ひますが、非常に性格と
運用に注意していただきたい。何だか
信用保証をただ保証すると書きさす
れば、すぐ融通できるような考へを
持つてばこれは甘い考へで、ただ信用保
証協會が責任を持つて、むしろ金を借
らうといふ人が自分の責任をもつても
やれるのだといふふうには、嚴重に監査
しております。そういうふうな意味合
ひの信用保証協會ができて、それが保
証することは奨励していいと思ひま
す。

○川野委員 ちよつとご諮りいたし
ますが、だいたい小坂議員が委員外の
發言を要求されておられますが、これを
許可するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員 それでは御異議ないよ
うでございませうので、小坂君に發言を
許可いたします。小坂善太郎君。

○川野委員 それでは御異議ないよ
うでございませうので、小坂君に發言を
許可いたします。小坂善太郎君。

○小坂善太郎君 私は委員外の者でございますが、一万田總裁がお見えになるといふので参りまして、お話を承りまして、たいへん裨益するところが多うございますから、三つばかりちよつとお伺いしたいと思います。總裁のお話を承つておきますと、今ほとんど金融機體などは心配いらぬといふくらい力強いお話でありますけれども、現に公團が手形をもつて支拂つておりまして、その公團の支拂手形を市中銀行に持つて行く、捌けないといふ実情が相当にあるわけがあります。政府の方では税金徴収は相対強行してありますから、日銀にもその辺の資金があるのではないかと思つておりますが、市中銀行のそういう金融機體はどういう点から出しておるのでしょう。

○一万田參考人 その点についてお答え申し上げます。今私が金融の梗概——程度によりますが、金融が非常に苦しいといふことを決して認めぬのではなく認めぬ。そこになつて来て初めてここにインフレーションに根本のメスを入れようといふので、すべての人が眞剣になつて来た。それで金融が非常には詰つていふ。率直にそれはそれでよろしい。ただこれをいかに解くかといふことが根本の問題で、公團認承手形といふものがあります。たとえは配炭公團を例にとりますと、配炭公團から石炭の配給を受けて、ある意味においてその石炭代を拂つていない金額が現在百八十億ある。それですから配炭公團の認承手形がなかく落ちません。そういう手形を金融機體に割引きしむといふても、配炭公團の取引先は石炭を持つて行つて金を拂わない人ばかりである。なぜ配炭公團から石炭

の配給を受けて拂わないのか。はたして事実拂えないのか。拂わないのか。拂わないといふ意思ならば拂うようにさせる。事実拂えないならば何がゆゑに拂えないのか。その不合理性を除去して行かぬと、ただこれだけ金融面で援助して行けばインフレーションに落ち込む以外に何も無い。九原則の要求するところはそういうものでない。九原則はそういう根本にメスを入れて、そういうところを取除いて行くといふところにある。なぜ今そういう手形が落ちないか。今後そういうことは起らないように安本あたりで考へてくれる。そういうことになりませう。今までの未拂いはまたぐつと流して一應行くわけである、こういうふうに考へている。

○小坂善太郎君 その政府支拂いが遅れておりますために結局電力料、石炭料が拂えないといふ根本にメスを入れて行くといふお考え、確かにその通りでけつこうでありますけれども、それに関連したしまして、鉄道あたりでは正式契約以外の契約が相当ありまして、鉄道がさけて拂うかといふと正式契約の分も怪しい。エイド資金が百五億円の分もある。今契約分もかなり怪しい。鉄道が拂わないとすぐ車輛会社に未拂いが出る。車輛会社に未拂いが出ると、さらに鉄鋼業の方に未拂いが出ると、鉄鋼業に未拂いが出るとさらに鉄山に未拂いが出ると、だん／＼そういう面から一種の安定恐慌きたようなもの、鉄山面から起きて来るというようなくともあるのですが、これについて何かさういふところに、金融というものは、今の總裁のおつしやる九原則を誠実に実行するといふ意味から、正

面切つて申しますとなかなかできないのでありますが、それについて現與の問題としては困ると思つては、何とか方法がございませうか。

○一万田參考人 それについては決して九原則に反しない。言いかえれば今回は鉄道會計もきちつとした會計になりました。特別會計から將來赤は出ないといふ状態になりましたので、それで私が今鉄道會計の從來の未拂いは、二十四年度の予算がまだ御審議中でございまして、最近五十億ばかり金をお出ししてあります。そのかわりその金を鉄道會計に充てれば整理資金に使われるおそれがある。それは差上げずに置いて、それを未拂いの各業者にひもつきで流してあげる。五十億ぐらゐの金をさういふふうにしておきます。それで一應鉄道の未拂いはまあ済む状態になるよです。先方のお話ではさうすると、二十四年度に計上してある予算を立てかえて、從來の未拂いに充てますから、たとえは車輛といふものについては、二十四年度は注文はできないといふこととあります。そこで車輛会社をどうするかといふ問題が起ります。これは鉄道會計とは関係ないことで、鉄道とは線を切つて、ただ車輛といふ事業を今後日本でどういふふうに取り扱うべきかといふ、純然たる経営問題として解決して行こう、そういうふうに考へておるのであります。

○小坂善太郎君 もう一つお伺いしたいのでありますが、ただいまエイド資金の運営の問題が、別の委員から出ておりましたが、この中で市中銀行の手持公債を上げるといふ面もございませう。そういう場合にまいりますと、市中銀行の公債は日銀にほとんど大部分入つておりますから、日銀に差金ができる。それでマーケット・オペレーションをやるといふことでありますが、その際の運営方法がございませうが、最近盛んに委員会という言葉がはやつておられます。このやり方がいかか悪いか、疑問の点があると思つたが、この運営の面については、何か日銀では委員会といふようなことをお考へになつておられますか。

○一万田參考人 それにつきましてはどうなりましたか。見返り資金の運用については、まだ案が何も確定してないとお承知してあります。それで政府の方でおさまりにならぬものをかれこれ言うわけに参りません。しかしマーケット・オペレーションという範圍は、中央銀行のフアンクシヨンですから、新聞で御承知のように、近く日本銀行にも一つの新しいモードがございます。これはできる私は確信しております。これはにはいろいろ関係方面の人が委員になつておられるし、大蔵省の方も安心も来られます。そこでひとつ考へて行く、さう考へておきます。

○官廳委員 時間の關係で長いことはお尋ねできないと思つたが、今までの質疑の間で相当要を盡したわけでありませうが、たとえはたいま審議しております二十四年度の予算が成立いたしましたして、実施面に移される。そして傾向は御説のようにデイスインフレーションとなりまして、そして物價も改訂されなかつたといふ前提のもとにおきまして、日銀總裁として金利の水準をどこにお持ちになるか、この点をひとつ……。

○一万田參考人 今日におきましては、金利といふものは、ごく端的に申しますれば動かさない。今日の金利のままで行くつもりであります。そうして今後の経済の情勢をよく見まして、その他たとえば物價が今後どうなるか。いろいろのフアクターを考へまして、それらとの均衡の上を考へて行こう。これは全般的に考へてみる時期が来ると思つたが、今さしあたり金利といふものは今日以上に上げること困難だし、下げること困難、このままで行くと思つております。

○官廳委員 それに関連いたしまして、利息制限法を改正するといふような御意圖をお持ちになつておられるか。それからお耳に達しておられると思いますが、いわゆる市中銀行の金融に往々にして裏街道といふものがございまして、かなり金融政策を乱しておられるのであります。これをまた相抗抗いたしまして、いれゆる私設銀行とも言うべき金融が横行しております。これは總裁が前段お話のようた二連の金融政策に逆行するところの、一つの大きな波であらうと思つたが、これらに対するお考へをおさしづかえなから度にお聞かせ願ひたい。

○一万田參考人 今回の御質問の点は、金利といふことよりもむしろ行政的なものに非常強いようから、銀行局長がおられるから、むしろ銀行局長から御答弁をお願ひしたい。いかにやないか。

○官廳委員 銀行局長は常にいじめるわけですから、実施面について總裁に、御意見だけつこうです。

○一万田參考人 実施面としてはさういふ金利があること自体がはなはだおもしろくない。さういふものを除外することに全力をあげるという以外に

はありませぬ。これは要するにやみど
いうようなものがある結果で、やみ取
引というものをなくしなければいか
ぬ。やみ取引があれば必ずやみ金融が
ある。しかし九原則を今後実行して行
く上からやみ取引はだん／＼なくなつ
て行く。従つて、やみ金融というよう
な金融を受けて仕事をしても、購買力
その他から見て、おそらくもう成立し
ますまい。そういうふうに考えます。

従つて、私どもとしては正常な仕事を
なさつていられる方で、単に金融にお困り
になつていられるからというて、やみ金融
に行つて金融を受けるといふようなこ
とはどうぞなさらぬで、自分たちはこ
んな正直な仕事をしているのに、どう
して金融が苦しいかという方がありま
すれば、どうに取引先の銀行にお出で
になつて、話ができれば日本銀行
にお出でになつていただければ、私の方
には融資あつせん部というものが活動
しておりまして、月に七十億ぐらいの
お話し合いをつけております。そこにお
いでになれば、必ず正しい金融である
限りは、そんなところに行かなくもお
つけ申し上げます。

○宮橋委員 また他の機会に……。

○川野委員長 実は御約束の時間は三
時半でございましたが、ずいぶん経過
いたしておりますので、一万田日本銀
行總裁に対する質疑はこれにて終了し
たします。どうも御多忙中ありがとうございます
ございました。

○川野委員長 次は国立病院特別会計
法案及び貿易特別会計法案の二案を議
題とし、質疑を続行いたします。

〔委員長退席、宮橋委員長代理着
席〕

○宮橋委員長代理 ただいま議題とな
つております貿易特別会計法案につき
ましては、政府委員がお見えになつて
おります。国立病院特別会計法案の方
につきましては、厚生委員会の方と合
同審査を申込まれ、合同審査すること
になつております。本日はこの方の質
疑は中止いたしましたして、貿易特別会計
法案についての御質疑をお願いしたい
と思ひます。

皆様にお諮りいたしますが、本日は
この程度で散会いたしまして、明日質
疑を継続することにいたしたいと思ひ
ます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○宮橋委員長代理 それではこれをも
つて散会いたします。

午後二時五十九分散会

〔参照〕
貴金屬特別会計法案(内閣提出)に關
する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十四年四月三十日印刷

昭和二十四年五月二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局

(第一類 第七号)

(一八七)